

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 20 年 2 月 19 日（火曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 小嶋 廣司

副委員長 板橋 恵一

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明
総務部長 澁谷 大司
市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫
保健福祉部長 相澤 明
建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝
建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄
総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二
市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新
保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博
建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市
地域コミュニティ課長 鈴木 春夫
副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄
納税課長 永澤 雄一
副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明
副理事(兼)子ども福祉課長 小川 憲治
健康課長 岡田 まり子
介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎
副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真
道路課長 武田 一男
会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育部長 鈴木 建治
教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏
副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博
副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博
文化財課長 佐藤 慶輝
上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫
副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫
市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦
市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

税務課参事 菅野 敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

おはようございます。きのうはどうもお疲れさまでございました。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、議会運営委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は小嶋廣司委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は小嶋廣司委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(阿部五一臨時委員長退席、小嶋廣司委員長席に着く)

○小嶋委員長

皆さん、おはようございます。

平成 20 年第 1 回定例会の、平成 19 年度補正予算の特別委員長の任を受けました小嶋でございます。

大変厳しい状況の中、補正予算を審議するわけでございますが、委員の皆様方におかれましては、大変さわやかな顔で、御期待いたしております。どうか慎重な御審議をお願いいたします。委員長のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小嶋委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小嶋委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には板橋恵一委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

● 議案第 20 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

○小嶋委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 20 号から議案第 25 号までの平成 19 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小嶋委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 20 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

● 歳出説明

○小嶋委員長

関係課長等から順次説明を求めます。

● 人件費

○内海総務部次長(兼)総務課長

補正予算の説明に入ります前に、おわびと訂正をさせていただきます。

これから説明いたします補正予算関係資料の2の目次をごらんいただきたいと思います。

議案第25号で、水道事業会計補正予算の「平成19年度」とすべきところを、「平成19年」となっておりました。大変申しわけございません。御訂正をお願いしますとともに、改めておわび申し上げます。

それでは、改めまして、歳出の説明からさせていただきますが、本日、追加の資料として配付させていただきました平成19年度人件費補正関係資料によりまして、まず初めに人件費に係る説明を一括してさせていただきます。

したがって、各科目ごとの各課長等からの説明では、職員人件費については省略させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の方をごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、平成20年1月1日付の人事異動に伴う予算の組み替えを行ったものでございます。

節ごとの内訳を説明いたしますと、給料で128万円の減額、職員手当等で88万2,000円、共済費で15万円、退職手当組合負担金で24万8,000円の増額を行うものでございます。

以上のように、各節ごとの増減はございますが、一般会計全体では、今回増減はございませんでした。

次に、下の欄でございしますが、款別の内訳を説明させていただきますと思います。

まず、2款総務費につきましては、170万6,000円を増額するものでございます。この主な内容は、職員1人の増によるものでございます。

次の、3款民生費につきましては、316万2,000円を減額するものでございます。この主な内容は、育児休業者に係る不用額でございます。

4款衛生費につきましては、61万1,000円を増額するものでございます。この主な内容は、人事異動に伴う増額でございます。

10款教育費でございしますが、84万5,000円を増額するものでございます。この主な内容は、時間外勤務手当の増額ということになっております。

以上をもちまして人件費の説明を終わらせていただきます。

それでは、各課長から各款項目別に説明をさせていただきますので、資料2の31ページ、32ページの方をごらんいただきたいと思います。

● 2款 総務費

○鈴木地域コミュニティ課長

それでは説明をさせていただきます。

2 款 1 項 3 目広報広聴費で 165 万 9,000 円の減額補正でございます。その主なものは 11 節需用費で、広報誌印刷製本費の契約単価が見積もり単価を下回ったため、167 万円を減額するものでございます。

○伊藤市長公室長

次に、8 目企画費で 82 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、中心市街地活性化事業に要する経費のうち、中心市街地活性化支援事業補助金として、イベント事業、中心市街地活性化協議会、運営事業などを予定しておりましたが、事業実施に至りませんので、補助金の減額を行うものであります。

○内海総務部次長(兼)総務課長

次の、9 目電子計算費は財源の組み替えでございます。詳しくは後ほど歳入の説明の際に説明させていただきます。

次に、5 ページにお戻りいただきまして、第 2 表、繰越明許費の説明をさせていただきます。

2 款 1 項、事業名が中央二丁目地内市有地法面改修工事でございます。

当該市有地につきましては、のり面からの土砂の崩落を防止するため、9 月補正予算において予算を計上しまして、年度内の工事完成を目指しておりましたが、隣接する地権者から工事工法についての要望がなされまして、その検討に時間を要したことから、工事請負費について繰越明許の手続きを行い、新年度早々の完成を目指したいというものでございます。

○伊藤交通防災課長

31 ページにお戻りいただきたいと存じます。

10 目交通安全対策費で 15 万円の増額補正を行うものでございます。

これは、1、交通安全推進に要する経費のうち、20 節扶助費の交通遺児激励金において、支給対象児童及び生徒の 3 名の転入により増額を行うものでございます。

次に、11 目防犯対策費で 44 万 6,000 円の増額補正を行うものでございます。

これは、1、防犯対策に要する経費のうち、19 節負担金、補助及び交付金において多賀城市防犯街路灯設置費等補助金の電気料等に係る補助金に不足額が見込まれるため、増額を行うものでございます。

○齋藤選挙管理委員会事務局長

35 ページをお願いします。

4 項 3 目参議院議員選挙費で 384 万 3,000 円の減額でございます。これは、昨年 7 月 29 日執行されました参議院議員通常選挙の最終内示額が、2 月 4 日付で確認できましたので、その精算による減額でございます。

次の、6 目海区漁業調整委員会委員選挙費で 80 万 8,000 円の減額ですが、これは昨年 10 月 31 日執行されました宮城海区漁業調整委員補欠選挙で、欠員 1 名に対し立候補届け出者も 1 名で、無投票となったものです。県より、11 月 21 日付で最終内示額が示されましたので、その精算による減額でございます。

○鈴木地域コミュニティ課長

37 ページをお願いいたします。

5 項 2 目委託統計調査費で 155 万 3,000 円の減額補正でございます。その主なものは、1 節報酬で 102 万 8,000 円の減額ですが、これは工業統計調査ほか委託統計に係る調査員及び指導員報酬の確定に伴う減額でございます。

● 3 款 民生費

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

41 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 5,155 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

1 の、障害者自立支援給付費は、14 節使用料及び賃借料で 161 万 2,000 円の減額でございます。これは平成 19 年 10 月から事業所への給付費等支払い事務を国保連合会経由で行うことになり、システムの構築が完了し、借上げ契約の確定に伴う減額でございます。

19 節負担金、補助及び交付金で 160 万 1,000 円の増額でございます。これは障害者認定審査会負担金で 3 万 9,000 円の減額でございますが、これは塩釜地区消防事務組合の障害者認定審査会の本市負担金が 49 万円から 45 万 1,000 円と減額されたことによるものでございます。

特別処遇加算費補助金で 164 万円の増額でございます。これは重度の知的障害者が施設へ通所することにより、その施設の指導員等の加配に対する助成で、「あすなろ」が 3 人から 4 人、「さわおとの森」がゼロから 2 人が通所することになったための、特別処遇加算費補助金でございます。

20 節扶助費で 5,154 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。その主なものは福祉サービス費で、入所施設への見込みがなかったこと、これは知的障害者入所施設への「高松園」へ 1 名、身体障害者施設入所の「萩の郷福寿苑」へ 1 名の施設入所を見込みましたが、なかったことにより 738 万円の減。

次に、就労支援継続 B 型施設への利用者が見込みより少なかったこと。これは「レインボー多賀城」、「みお七ヶ浜」で 9 名見込んでおりましたが、2 名となったことにより、670 万 7,000 円の減となったものでございます。

さらに、新規グループホーム「さくら学園」へ 4 名見込んでおりましたが、開設が延期となったことにより、375 万 3,000 円の減となりました。

次に、入院等により施設から出ることになり、その施設への利用が少なくなったということで、入院 8 施設で 10 名、外泊 8 施設 10 名で 690 万 4,000 円の減。日中活動サービスなどの利用日数を 2 万 2,919 日と見込んでおりましたが、2 万 1,723 日となる見込みから、1,550 万 2,000 円の減となるものでございます。

さらに、自立支援法の新体系へ移行予定の施設 3 施設で、「さくら」、「さくらんぼ」、「梨花」が移行しなかったことにより、1,129 万 8,000 円の減額となるものでございます。

2 の、地域生活支援事業費については、国庫補助及び県補助の内示による財源組み替えでございます。

○鈴木国保年金課長

6 目国民健康保険事業繰出金で 3,655 万 4,000 円の増額補正は、国民健康保険特別会計に係る繰出金であります。

詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明申し上げます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

8 目介護保険対策費で 157 万 4,000 円の減額でございます。

まず、1、生活困難者に対する利用負担減免措置事業に要する経費で 19 万 7,000 円の増額でございますが、平成 18 年度事業実績による県補助金の返還金でございます。

2、訪問介護利用者負担の軽減対策事業に要する経費で 4 万 5,000 円の増額でございますが、これも平成 18 年度事業実績による県補助金の返還金でございます。

3、介護保険事業に要する経費で 181 万 6,000 円の減額は、介護保険特別会計への補正に伴うもので、繰出金を減額するものでございますので、詳細につきましては介護保険特別会計で御説明申し上げます。

○小川こども福祉課長

次に、43 ページをお願いします。

3 款 2 項 2 目保育運営費で 761 万 4,000 円の減額補正でございます。

最初に、説明欄の 1 の、市立保育所運営管理に要する経費で 114 万 9,000 円の増額でございます。これは 18 節備品購入費でございます。鶴ヶ谷保育所、笠神保育所及び志引保育所の 3 歳未満児室にエアコンをそれぞれ 1 台と、各保育所の入所児童用机 10 台を購入するものでございます。

次に、2 の、私立保育所運営費負担に要する経費で 876 万 3,000 円の減額でございます。

最初に、19 節負担金、補助及び交付金の 911 万 6,000 円の減額でございますが、これは私立保育園運営費負担金でございます。私立保育園の当初入所見込み延べ児童数を 3,156 人と見込んでおりましたが、これまでの入所実績に基づく見込み児童数が 3,050 人と見込まれることから減額するものでございます。

次に、23 節償還金、利子及び割引料の 35 万 3,000 円でございますが、これは平成 18 年度の保育所運営費の実績に基づく国庫負担金で 31 万 9,000 円、県負担金で 3 万 4,000 円を返還するものでございます。

次に、3 目児童館管理費の 13 節委託料で 49 万円の減額でございます。これは、鶴ヶ谷児童館の耐震診断業務委託に係る執行残でございます。

なお、耐震診断結果でございますが、耐震判定指標を下回る評定が出されております。

● 4 款 衛生費

○岡田健康課長

次の 45 ページをお願いいたします。

4款1項2目保健衛生普及費で142万2,000円の減額補正でございます。これは保健師の育休代替非常勤職員が退職したことによる報酬等の減額でございます。

○鈴木国保年金課長

4目老人保健事業費で7,913万1,000円の増額補正でございます。

まず、1の、老人保健特別会計繰出金で7,242万1,000円の増額補正は、老人保健特別会計に係る繰出金であります。詳しい内容につきましては、老人保健特別会計で御説明申し上げます。

2の、後期高齢者医療広域連合運営費で671万円の増額補正ですが、13節委託料は、後期高齢者医療制度の激変緩和措置に向けまして、電算システム改修業務等を委託するものであります。

18節備品購入費には、後期高齢者医療制度の窓口業務用端末機を1台購入するものであります。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

では、次のページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費で894万7,000円の減額補正でございます。これは宮城東部衛生処理組合の負担金で、宮城東部衛生処理組合から財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しておりましたペットボトルの再商品化が、市場価値の向上に伴いまして、平成18年度分から有償となり、その18、19年度分の収入金額を負担金から減額するものでございます。

● 5款 労働費

○高倉商工観光課長

49ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費で80万3,000円の減額補正をするものであります。これは、多賀城市地域職業相談室運営事業費で、11節需用費の光熱水費が15万4,000円の減額、12節役務費の通信運搬費が64万9,000円減額するものでございまして、ともに生涯学習支援センターとの経費配分によるものであります。

● 7款 商工費

○高倉商工観光課長

続いて、51ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費で369万円を増額補正するものであります。これは、22節補償、補填及び賠償金で、平成13年度から17年度に中小企業振興資金の融資を受けました計5件と、平成18年度に小企業小口資金の融資を受けました1件が、代位弁済されましたので、多賀城市と宮城県信用保証協会を取り交わしております損失補償契約に基づいて、損失補償するものであります。

次に、4目観光費で20万円を減額補正するものであります。これは、観光行政に要する経費で、14節使用料及び賃借料であります。この内容は、観光案内所の借上料で、旧長崎屋

の一角に開設しておりました案内所を、JR 多賀城駅の駅舎内に移転したことに伴い、賃借料が安くなったことにより減額するものであります。

● 8 款 土木費

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

53 ページをお願いいたします。

8 款 3 項 1 目河川管理に要する経費で 90 万円の増額補正を行うものでございます。これは、多賀城市が管理する準用河川原谷地川の浚渫業務委託ですが、土砂堆積が著しく、断面阻害による流下能力に支障を来すおそれがあるため、今春水稻作付前に実施するものでございます。

なお、平成 19 年度補正予算では、上流側 440 メートル、20 年度当初予算では下流側を予定しております。

次のページをお願いします。

4 項 1 目都市計画総務費で 2,840 万円の減額補正を行うものでございます。

これは、1 の、狭あい道路拡幅整備事業に要する経費で、事業費総額では増減はありませんが、平成 19 年度事業内容に合わせ予算の組み替えをお願いするものでございます。

まず、11 節需用費の修繕料で 20 万円、13 節委託料で 120 万円、19 節負担金、補助及び交付金で 50 万円をそれぞれ減額し 17 節公有財産購入費の土地購入費を 190 万円の増額をお願いするものでございます。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、多賀城駅北地区市街地再開発事業費で 2,840 万円の減額を行うものですが、まず、備品購入費 40 万円につきましては、これはパソコン 2 台の購入を予定しているものでございます。19 節負担金、補助及び交付金で 2,900 万円の減額は、これは、当初、駅北地区東西 2 棟の基本設計を予定しておりましたが、連続立体交差事業と区画整理事業との事業調整から、西側 1 棟の基本設計に変更したことによるものでございます。

次に、恐れ入りますが、5 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございますが、8 款 4 目都市計画費のうち、多賀城駅北地区市街地再開発事業におきまして、先ほど御説明したとおり、他事業との事業調整により遅延したことに伴いまして、4,640 万円、これを繰り越すものでございます。

○武田道路課長

次に、高崎大代線外 1 線道路改築事業費でございますが、学校法人東北学院との協議の結果、物件移転等に際し期間を要するために、繰り越しをお願いするものでございます。

協議を進める中で、東北学院としても、工学部の今後のあり方、特に建物等の規模や位置、防犯対策等のシステム等について最良の施設とすべく検討した結果、最終的に理事会に諮り判断を仰ぐ必要があったということで、時間を要したものでございます。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

ここで、恐れ入りますが、56 ページにお戻り願います。

次に、4 目市街地開発事業費で 1,124 万 2,000 円の減額をお願いするものでございますが、まず、連続立体交差事業費で、県事業負担金 424 万円の減額ですが、これは当初予定しておりました県の単独事業費 1,000 万円が不要になったことから、その 42.4%の 424 万円を減額するものでございます。

なお、今年度の連続立体交差事業費は通常費で 7 億円、交付金事業で 8 億円の 15 億円となります。事業は、御承知のとおり上り線の本体の基礎工事から着手することとなります。

次に、土地区画整理事業費（単独）で 675 万 7,000 円の減額は、今年度の工事執行見込みが立ったことから、工事請負費で 150 万円の減額と、22 節補償、補填及び賠償金 510 万円の減額は、これは借換地の早期供用開始に伴いまして、通常生ずべき補償費が不用減になったことが主なものでございます。

次の、土地区画整理事業費の通常費 18 万 5,000 円の減額とまちづくり交付金 6 万円の減額は、補助事業の執行見込みが立ったことから、これは人件費へ組み替えるものでございます。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

57 ページをお願いいたします。

5 目下水道事業特別会計繰出金で 3,032 万 8,000 円の減額補正を行うものでございます。これは、雨水維持費や地方債利息などの当初予算見込額に、現時点での決算見込額ベースを反映することによる減額でございます。

なお、詳しくは下水道事業特別会計補正予算で御説明申し上げます。

● 10 款 教育費

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

続きまして、61 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費で 1 億 2,417 万 6,000 円を増額するものでございます。

説明欄 2 の、耐震補強・改築事業費で 1 億 2,417 万 3,000 円を増額ですが、これはさきに成立いたしました国の補正予算を受けまして、学校施設の耐震化を図るため、多賀城東小学校及び山王小学校の校舎の地震補強工事を行うものでございます。

内訳は、多賀城東小学校が 5,623 万 8,000 円、山王小学校が 6,793 万 5,000 円でございます。

国の補正予算に係る 2 校の事業につきましては、去る 2 月 8 日に施設整備計画を提出し、3 月上旬には交付決定の予定となっております。

なお、財源につきましては、安全・安心な学校づくり交付金のほか、起債充当率は 100% となっております。

ここで、恐れ入りますが、5 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為でございますが、10 款 2 項小学校費で、多賀城東小学校及び山王小学校校舎地震補強事業でございますが、国の補正予算に対応した工事でありますので、事業費の起債全額の金額を繰り越させていただくものでございます。

次に、3項中学校費で、第2中学校校舎地震補強工事設計業務でございますが、これは9月補正に計上させていただきましたが、地震補強設計とあわせまして、校舎の老朽化に対応するため、外壁等の大規模補修のため、設計に時間を要することから、記載の金額を繰り越しさせていただくものでございます。

61ページにお戻り願います。

○相沢学校教育課長

2目教育振興費で127万7,000円を増額補正するものでございます。

これは、1の、要保護・準要保護児童に要する経費及び2の、特殊教育就学奨励に要する経費で、対象者の増加に伴い増額するもので、その主なものは、学校給食等の就学援助費の増額でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、3目学校建築費で2,190万6,000円を減額するものでございます。これは、多賀城小学校校舎改築事業がほぼ完了したことによりまして、工事請負費で1,440万6,000円、備品購入費で750万円を減額するものでございます。

○相沢学校教育課長

63ページをお開き願います。

2目教育振興費で45万9,000円を増額補正するものでございます。

これは、1の、要保護・準要保護に要する経費及び2の、特殊教育就学奨励に要する経費で、事業費の確定に伴い増額するもので、その主なものは、学校給食費の増額等でございます。

○伊藤生涯学習課長

65ページをお願いいたします。

10款4項3目公民館費で102万4,000円の減額補正でございます。

1の、山王地区公民館耐震診断事業費で104万円の減額ですが、これは耐震診断業務委託料の執行残でございます。

次に、2の、山王地区公民館維持管理経費の18節備品購入費で1万6,000円の増額でございます。これは社会教育活動団体からいただいた寄附金を活用いたしまして、ラジオカセット1台を購入するものでございます。

○佐藤文化財課長

4目文化財保護費で10万7,000円の減額補正であります。これは文化財保護管理に要する経費の旅費において、日程、交通手段等の変更により、不用になった旅費10万7,000円の減額であります。

○伊藤生涯学習課長

8目でございます。市民会館費で34万1,000円を増額補正でございます。

これは、1の、市民会館運営管理に要する経費の18節備品購入費で、これも社会教育活動団体からいただいた寄附金を活用いたしまして、小ホールで使用するプロジェクター1台を購入するものでございます。

○佐藤文化財課長

9目埋蔵文化財調査センター費で1,390万7,000円の減額補正であります。これは発掘調査受託事業に要する経費において、当初見込んでいた事業よりも、委託側の事業計画の変更等により、調査面積が減少したことや、遺物量が少なかったことなどによる調査費用の減額であります。

減額の主なものとして、発掘作業員、遺物整理員の賃金で786万6,000円、土壌・花粉分析等の委託料で125万2,000円、次のページの、養生設備、休憩施設、機械借上料等の使用料及び賃借料で294万9,000円等の減額であります。

○相沢学校教育課長

69ページをお開き願います。

2目学校給食管理費で677万6,000円を減額補正するものでございます。

これは、2の、給食調理に要する経費で、各学校、各学年ごとの給食実施回数を見直したことによる、食材発注業務委託料の減額が主なものでございます。

● 12款 公債費

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の、71ページをごらんください。

12款1項1目公債費元金でございますが、1,802万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴う償還元金でございます。先月31日の説明会において御説明申し上げましたとおり、地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、総人件費の削減等の行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、補償金を免除して、繰り上げ償還を認めるというものでございます。

多賀城市におきましても、集中改革プラン等に基づき、行財政改革を積極的に取り組んでいることから、このたび、国から繰り上げ償還が認められたものでございます。

今年度の繰り上げ償還の対象となるのは、市営浮島住宅整備の財源として、平成2年度に公営企業金融公庫から6.75%の利率で借り入れたものでございます。

繰り上げ償還の財源としまして、民間資金による借換債の発行が認められておりますので、後ほど御説明を申し上げますが、歳入において借換債を計上いたしております。

2目利子でございますが、平成18年度債の新規借り入れ分につきまして、当初見込みよりも低利で借り入れることができましたので、1,243万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

追加及び変更の表に記載されている事項につきましては、複数年契約を締結する業務や、新年度当初から業務等が開始することとなるため、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、各債務負担行為に係る予算措置につきましては、新年度以降の各年度の予算に計上させていただくことになるものでございます。

各事項の内訳につきましては、資料 3 の 50 ページから 54 ページに記載しております。お手数でございますが、資料 3 の 50 ページをお開き願います。

ここでは、経常的な業務を除きまして、新規に設定したものや、業務内容に変更があったものにつきまして、各担当課長等から御説明を申し上げます。

○高倉商工観光課長

それでは、債務負担行為の補正について説明をいたします。

追加欄の 3 番目に記載しております国府多賀城駅観光案内用プレハブ借上料でございますが、平成 20 年度に本番を迎えます仙台・宮城デスティネーションキャンペーン・大型観光事業が開催されることから、観光拠点となります特別史跡多賀城跡や重要文化財の多賀城碑などの、史跡探訪の玄関口となる国府多賀城駅に、観光案内所を設置するものであります。案内所用プレハブの借り上げ期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

○鈴木地域コミュニティ課長

次に、次の表の単年度契約事務に係る各種業務委託等の債務負担行為の新規設定、変更について説明をさせていただきます。

同じページの表の中段、下寄りに記載しております市民活動サポートセンター運營業務と、市民活動サポートセンター多目的トイレ設置工事について、続けて説明を申し上げます。

市民活動サポートセンター運營業務につきましては、運営事業者の方には、本年 6 月の開館を目指し、業務の準備、ソフト事業の検討、スタッフの募集・育成など、各種準備を早急に、また、短期間で行っていただくことから、3 月中に事業者を決定させていただき、事務手続処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものであります。

次の、市民活動サポートセンター多目的トイレ設置工事につきましては、ただいま御説明いたしましたサポートセンター運營業務と同様に、早急に資材などを発注し、工事を開始しないと、5 月中に工事が完了できなくなることから、3 月中に業者を決定させていただき、事務手続処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

○小川こども福祉課長

51 ページをお開き願います。

内訳欄の、保健福祉部の項目のあかね保育所保育及び調理業務（こども福祉課）8,531 万 8,000 円でございますが、これは平成 20 年度の予算編成に当たり、この業務委託について、宮城労働局に相談したところ、保育用品や給食用賄い材料の調達、提供などを含め、業務委託としての形態をより明確にした方がよいとの指導がございました。

このため、これまでの保育及び調理業務委託に加え、保育用品や給食用賄い材料の調達、提供及び栄養管理業務についても、業務委託の範囲に加えることと、保育士の増員を予定していることから、前年度より 2,004 万 3,000 円の増額になっております。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

続きまして、資料の 54 ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更で、各種管理業務等委託の 2 番目の、学校環境測定業務でございますが、多賀城小学校及び多賀城中学校につきましては、ビル管理法に基づく環境測定を行うものでございます。

ビル管理法では、学校の場合、8,000 平方メートル以上の建物が該当いたしますが、検査項目は、空気環境、水質検査、排水の管理等で、多賀城小学校につきましては新規で、多賀城中学校につきましては、これまで個別の業務委託をまとめて委託するため、債務負担行為を設定するものでございます。

○伊藤生涯学習課長

次でございますけれども、その下になります。学校開放管理業務 555 万円についてでございます。

学校開放事業につきましては、窓口の一元化を図り、利用者の利便性を向上させるということで、利用申請の受け付け、あるいは利用調整、そういったものを総合体育館で指定管理者に行ってもらっているところでございます。これまで、総合体育館などの体育施設と同じような取り扱いを行ってまいりましたけれども、学校開放事業につきましては、あくまで学校施設の利用でございます。体育施設や公園施設とはその性格が異なることから、指定管理者更新の初年度を機に、明確に区分することにしております。

引き続き指定管理者をお願いすることになりますが、その経費として年間 185 万円、平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間として 555 万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

- 歳入説明

○菅野税務課参事

それでは、市税について御説明いたします。

11 ページをお開き願います。

- 1 款 市税

○菅野税務課参事

1 款 1 項 1 目個人市民税の現年課税分でございますが、1,610 万円の増額補正をするものでございます。

初めに、均等割でございますが、当初対象人員 2 万 9,087 人と見込んでおりましたが、11 月末現在 2 万 9,881 人の調定実績から、対象人員を 2 万 9,956 人と見込みまして、収入見込額 8,896 万 9,320 円、計上済額との差額 258 万 930 円を増額補正するものでございます。

次に、総合課税による所得割でございますが、当初予算におきましては、景気の動向や課税状況調べの総所得金額の推移などを換算し、計上いたしましたが、当初予算より納税義

務者の増により、11月末調定実績と今後の収入見込額を推計し、増額補正するものでございます。

計上済額 28 億 9,635 万 1,009 円と収入見込額 29 億 987 万 865 円の差額 1,351 万 9,856 円を増額補正するものでございます。

個人市民税現年課税分、計上済額 30 億 2,505 万 8,000 円と収入見込額 30 億 4,115 万 8,000 円の差額 1,610 万円を増額補正するものでございます。

次に、2 目法人市民税でございますが、現年課税分として 1,400 万 1,000 円の減額補正をするものでございます。

法人税割ですが、これは当初予算におきまして平成 18 年度実績をもとに 3 億 8,711 万 9,987 円を見込んでおりましたが、11 月末までの申告状況を見ますと、昨年度に比べ一部企業を除き全体的に減収しており、11 月末の調定実績と今後の収入見込額 3,669 万 273 円を踏まえまして、収入見込額 3 億 7,311 万 9,273 円、計上済額 3 億 8,711 万 9,987 円との差額 1,400 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税、現年課税分で 5,787 万 8,000 円を増額補正をするものでございます。

初めに、家屋でございますが、当初見込みに入れていなかった非木造家屋などが完成したことなどにより、増額補正するもので、収入見込額 14 億 4,191 万 1,996 円と見込み、計上済額 14 億 3,862 万 2,464 円との差額 328 万 9,532 円を増額補正するものでございます。

次に、償却資産でございますが、5,458 万 9,231 円を増額補正をするものでございます。これは当初見込んだ予算額 6 億 517 万 2,000 円と比較しますと、主に機械及び装置で 10.1%増、税額で 3,142 万円、構築物で 6.7%増 768 万円、工具・機具及び備品で 8.4%増の 1,090 万円がそれぞれ増加したことから、企業などの設備投資の影響と見ております。

収入見込額 6 億 5,976 万 1,003 円と見込み、計上済額 6 億 517 万 1,772 円との差額 5,458 万 9,231 円を増額補正するものでございます。

家屋、償却資産合わせまして総額 5,787 万 8,000 円を増額補正を行うものでございます。

次に、3 項 1 目軽自動車税ですが、次の 13 ページをお願いいたします。現年課税分で 103 万 887 円を増額補正をするものです。これは軽自動車の登録台数が当初見込みより増加したことに伴うもので、軽自動車及び小型特殊自動車で、特に軽四輪乗用自家用車の台数増が主なものでございます。

収入見込額 6,946 万 2,360 円、計上済額 6,843 万 1,473 円との差額 103 万 887 円を増額補正するものです。

次に、4 項 1 目市たばこ税の現年課税分で 2,930 万 2,000 円を増額補正をするものでございます。これは、当初、平成 18 年度の税制改正による影響や売り渡し本数の推移から、旧 3 級品以外の紙巻たばこ対前年比売り渡し本数 10.2%減を見込んでおりましたが、11 月末現在、旧 3 級品以外の紙巻たばこ売り渡し本数 8,710 万 2,685 本、調定額 2 億 8,726 万 4,655 円となっております。

また、昨年同月比の経過では、売り渡し本数 3.2%減、調定額 0.5%増等の状況から、旧 3 級品以外の紙巻たばこ収入見込額 4 億 1,697 万 2,736 円とし、計上済額との差額 2,930 万 2,000 円を増額補正するものでございます。

次に、6 項 1 目都市計画税現年課税分ですが、これは先ほど説明いたしました固定資産税の家屋の補正に伴うものでございます。

家屋につきましては、収入見込額 3 億 1,731 万 4,423 円と見込み、計上済額 3 億 1,707 万 7,420 円との差額 23 万 7,000 円を増額補正するものでございます。

- 3 款 利子割交付金
- 4 款 配当割交付金
- 5 款 株式等譲渡所得割交付金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の、3 款 1 項 1 目利子割交付金、その次の、4 款 1 項 1 目配当割交付金、次のページの、5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金につきましては、県から確定通知が参りましたので、計上済額との差額を補正させていただくものでございます。

- 13 款 使用料及び手数料

○相沢学校教育課長

13 款 1 項 4 目教育使用料で、3 万 2,000 円の減額をするものでございます。これは、学校給食センターの施設使用料、こちらの施設の使用がなくなったことで減額をするものでございます。

- 14 款 国庫支出金

○鈴木国保年金課長

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 2,659 万 8,000 円の減額補正でございます。

まず、4 節保険基盤安定負担金で 47 万 6,000 円を増額補正は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものであります。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5 節障害者福祉費負担金で 2,707 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。

1 の、障害者自立支援給付費負担金は、これは歳出で御説明いたしましたが、扶助費の福祉サービス費の減に伴う国庫負担金の減額でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

続きまして、3 目教育費国庫負担金で 8,326 万円を増額するものでございます。

1 節小学校費負担金の多賀城小学校校舎整備事業費負担金で、219 万 1,000 円を増額でございますが、これは多賀城小学校の 2 期校舎増築分の交付決定があったことにより、その差額を補正するものでございます。

次に、2 節安全・安心な学校づくり交付金で 8,106 万 9,000 円を増額でございますが、1 の、多賀城小学校校舎整備事業費交付金につきましては、次のページをお願いいたします。2 期校舎の危険改築分に係る校舎及び多目的ホールについて、交付決定があったことによりまして、1,773 万 5,000 円を補正するものでございます。

次の、2の、学校施設耐震化事業費交付金で6,333万4,000円を補正するものでございますが、これは、国の補正予算を受けまして、多賀城東小学校及び山王小学校の地震補強事業を行うための交付金で、補助率2分の1で、それぞれ記載のとおり金額でございます。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2項1目民生費国庫補助金で212万8,000円の増額をお願いするものでございます。

これは、3節障害者福祉費補助金で、1の、地域生活支援事業費補助金は、国庫補助内示により増額を行うものでございます。内示額は675万7,000円でございます。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、2目土木費国庫補助金1,430万円の減額は、これは歳出でも御説明しましたとおり、連続立体交差事業と土地区画整理事業との事業調整によりまして、調査の内容を縮小したということで、これの再開発準備組合への補助金ですが、内容を変更したことによりまして、当初1億1,310万円の調査補助を見込んでおりましたが、6,960万円に減額したことに伴いまして、国の補助割合が3分の1であることから、1,450万円となりますが、新たに市の事務費60万円、これを追加しまして、その3分の1、20万円を追加したことによるものでございます。

○相沢学校教育課長

19ページをお開き願います。

3目教育費国庫補助金で76万6,000円の減額補正をするものでございます。

1節小学校費補助金で39万円の減額ですが、これは要保護児童就学援助費補助金、要保護児童医療費補助金、特殊学級児童就学奨励費補助金は、それぞれ要保護児童及び特別支援学級児童に係る補助金でございまして、補助金の交付率及び対象児童の確定見込みによる減額でございます。

2節中学校費補助金で37万6,000円の減額ですが、これも要保護生徒及び特別支援学級生徒に係る補助金でございまして、補助金の交付率及び対象生徒の確定見込みによる減額でございます。

● 15款 県支出金

○鈴木国保年金課長

15款1項1目民生費県負担金で1,144万2,000円の減額補正でございます。

3節保険基盤安定負担金で209万5,000円の増額補正は、保険税軽減分と、次のページにまいりまして、保険者支援分の確定に伴うものであります。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5の、障害者福祉費負担金で1,353万7,000円の減額をするものでございます。

1の、障害者自立支援給付費負担金は、国庫負担金で御説明いたしました扶助費の福祉サービス費の減に伴う県負担金の減額でございます。

2項2目民生費県補助金で481万3,000円の増額をお願いするものでございます。

3 節知的障害者福祉費補助金で 82 万円の増は、1 の、知的障害者援護施設（通所）特別処遇加算費補助金で、これは歳出で御説明いたしました施設の指導員の加配に対する助成の県 2 分の 1 の補助金でございます。

6 節障害者福祉費補助金で 399 万 3,000 円の増は、1 の、地域生活支援事業費補助金 106 万 4,000 円で、これは国庫補助内示額 675 万 7,000 円の県補助金 2 分の 1 で 337 万 8,500 円となり、計上済額の 231 万 4,000 円との差額でございます。

2 の、障害者自立支援特別対策事業補助金で 292 万 9,000 円は、事業運営円滑化事業分として 195 万 3,000 円の増で、これは自立支援法で激変緩和加算として事業所に現在その従前報酬の 80%を補償しているものに、さらに 90%補償とし、10%を上乗せする補助金でございます。

次に、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業分として 97 万 6,000 円の増額をお願いするもので、これは歳出で御説明いたしました給付費等支払い事務を、国保連合会とのシステム構築に伴い、一時的に必要となる事務に要する経費に対する補助金でございます。平成 19 年度が今回補正の 97 万 6,000 円、20 年度が 226 万 6,000 円、合わせて 324 万 2,000 円が上限額となっております。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

4 目土木費県補助金で 725 万円の減額は、これは多賀城駅北地区の市街地再開発事業の調査費でございまして、当初調査費用 1 億 1,310 万円を見込んでおりましたが、6,960 万円に減額したことに伴いまして、県費の負担割合 6 分の 1 を減額するものでございます。

○鈴木地域コミュニティ課長

それでは、23 ページをお願いいたします。

次に、3 項 1 目総務費委託金で 619 万 3,000 円の減額補正でございます。

まず、1 の、県政だより配布委託金で 1 万 1,000 円の増額補正を行うものでございます。これは、県政だより配布世帯数の増加に伴い、委託金が増加したことによるものでございます。

○齋藤選挙管理委員会事務局長

3 節選挙費委託金で 465 万 1,000 円の減額でございますが、これは歳出で御説明しましたとおり、参議院議員選挙と海区漁業調整委員会委員選挙委託金につきまして、それぞれ最終内示額がまいりましたので、減額をするものであります。

○鈴木地域コミュニティ課長

次に、4 節統計調査費委託金で 155 万 3,000 円の減額補正でございます。これは就業構造基本調査ほか委託統計調査等に係る委託金の確定によるものでございます。

● 16 款 財産収入

○内海総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いします。

16 款 2 項 1 目 1 節土地売払収入でございますけれども、3,723 万 1,000 円の減額を行うものでございます。これは、当初予算におきまして、新田浄水場北側の市有地の売り払

いを見込んでおりましたが、現在、隣接する上水道部用地とあわせて売却するために、土質調査を行っておるところでございます。その調査に時間を要しまして、年度内の売却が不可能になったことから、今回減額補正をするものでございます。

● 17 款 寄附金

○内海総務部次長(兼)総務課長

続きまして、17 款の寄附金でございます。

1 目一般寄附金におきまして、8 件 169 万 5,000 円の補正を行うものでございます。これにつきましては、8 件の寄附がございました。

その次の、社会福祉事業費寄附金でございますが、18 件、107 万 4,000 円の御寄附をいただきまして、歳入として計上させていただいたところでございます。

○伊藤生涯学習課長

次の、5 目教育費寄附金で 35 万 7,000 円の増額補正でございますけれども、これは社会教育費寄附金として、社会教育活動団体 3 団体からいただいたものでございます。

● 18 款 繰入金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 5,614 万 3,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、歳入歳出の各項目で御説明しております各事業における一般財源の過不足額の調整によるものでございます。

これによりまして、補正後の財政調整基金の平成 19 年度末における残高見込額は、10 億 9,499 万 5,000 円となるものでございます。

次の、6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 1,023 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは多賀城小学校 2 期校舎増改築事業の完了に伴いまして、国庫支出金及び起債の額が確定いたしましたので、計上済額との差額を減額するものでございます。

なお、補正後の当該基金の残高は、9 億 4,657 万 5,000 円となるものでございます。

● 20 款 諸収入

○大友会計課長

20 款 2 項 1 目市預金利子でございます。28 ページをごらん願います。

1 節市預金利子で 171 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、一昨年 7 月にゼロ金利政策が解除されたことに伴いまして、その後、2 度にわたり預金金利が引き上げられたことによるものでございます。

○佐藤文化財課長

4 項 3 目教育費受託事業収入で 1,390 万 7,000 円の減額補正であります。これは、歳出でも説明したとおり、埋蔵文化財発掘調査受託事業収入において、当初見込んでいた事業よりも、委託側の事業計画の変更等により、調査面積が減少したことや、遺物量が少なかったことなどによる、調査費用の減による受託事業収入の減額であります。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5 項 2 目過年度収入で 15 万 8,000 円の増額をするものでございます。これは、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合の障害者自立支援審査事業負担金の精算に伴う返還金でございます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

次の、3 目雑入 1 節総務管理経費負担金で 120 万円の減額補正でございますが、これにつきましては、上水道部が電子計算システムを利用しまして処理する業務分に係る費用部分を、利用者負担金として当初予算で全額分として 630 万円を計上しておりましたが、昨年 10 月に上水道部で新しいシステムを本格稼働したことによりまして、ホストコンピュータの使用に係る負担金分を減額したものでございます。

○相沢学校教育課長

5 節学校給食費実費徴収金で 805 万 3,000 円の減額補正をするものでございます。これは、小中学校の年間給食回数の確定見込みにより、給食費実費徴収金を減額するものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

6 節公園墓地使用許可譲渡料で 910 万円の増額補正でございます。これは七ヶ浜町公園墓地運沼苑使用許可譲渡料で、当初 10 区画の譲渡を見込み、計上しておりましたが、当初見込みを 14 区画上回ったための増額でございます。

この結果、残りは 36 区画でございます。

○相沢学校教育課長

7 節雑入で 5 万 8,000 円の増額をするものでございます。

これは、1、電気等使用者実費徴収金で、4 万 7,000 円を減額しますが、これは給食センターの給食調理受託業者が、自動販売機を平成 19 年 3 月に撤去したことに伴いまして、電気使用料の実費徴収金を減額するものでございます。

○高倉商工観光課長

次の、2 の、労働福祉事業費補助金返還金 10 万 5,000 円の増額でございますが、これは、去る 11 月 13 日の説明会で御報告をいたしました、職業訓練法人塩釜建設技能者訓練協会に対する 2 市 3 町事業運営費補助金会計事務調査結果に基づきまして、同協会から返還される補助金の返還金でございます。

12 月 7 日付文書で返還命令を行い、12 月 21 日に入金されたものでございます。

● 21 款 市債

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の 29 ページをお開き願います。

21 款 1 項 2 目 1 節都市計画債で 540 万円の減額補正をお願いするものでございます。

説明欄記載の 1、市街地再開発事業債でございますが、先ほど歳出の方で御説明申し上げましたように、多賀城駅北地区市街地再開発事業の事業費が変更となったことにより、関連

する起債の額にも変更が生じたので、当初計上額との差額 540 万円を減額するものでございます。

補正後の補助対象となる事業費は 6,960 万円となりまして、3 分の 1 を再開発株式会社が、3 分の 1 を国が、残りの 6 分の 1 ずつを県と市が負担することになります。

市は、その 6 分の 1 分ですので、1,160 万円を負担することになります。この 1,160 万円の 75%、870 万円が起債額となるものでございます。

次に、3 目教育債でございますが、1 節小学校債で 2,920 万円の増額をお願いするものでございます。

説明欄 1、多賀城小学校校舎整備事業債につきましては、事業費及び国庫支出金が確定したことにより、関連する起債の額にも変更が生じたので、当初計上額との差額 3,160 万円を減額するものでございます。

また、2、学校施設整備事業債として、多賀城東小学校及び山王小学校の校舎の地震補強工事に要する地方負担分が全額補正予算債として措置されましたので、6,080 万円を追加するものでございます。

次に、6 目借換債でございますが、1,800 万円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほど歳出の公債費で御説明申し上げましたとおり、補償金免除繰り上げ償還に係る財源として、民間金融機関から借り入れるものでございます。

借り入れ条件につきましては、償還年限を借りかえ前の残存年数と同じ期間とし、借りかえ利率は現時点では 2%程度の利率になるものではないかというふうに予想しております。

ここで、7 ページをお開き願います。

第 4 表、地方債補正でございますが、補正前の起債総額 13 億 4,320 万円に対しまして、補正後の起債総額を 4,180 万円増額いたしまして、13 億 8,500 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

休憩いたします。再開は 11 時 25 分です。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 26 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましては、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員からの発言をいただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られること、質疑においては自分の意見や要望はできるだけ述べな

いこと、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局におきましても、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたします。

- 歳入質疑

○小嶋委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○吉田委員

30ページです。補償金免除繰上償還借換債についてであります。1月31日の説明会においても説明を受けている事項であります。ただいまの説明によりますと、一つは、利率のことです。説明会においてもそのシミュレーションにおいては2%で計算されておられました。ただいまの説明によると、同様の数値で、「利率2%程度」という表現でありましたけれども、この、「程度」の意味なのですが、2%以上にはならないという見込みで受けとめてよろしいか。

私は、1%台もあり得るのかと、実は考えているものですから、民間資金であるわけですが、その辺の状況の把握として、どうとらえておられるかということについて1点お伺いします。

それから、二つ目には、歳出との絡みもありますけれども、その軽減額ですが、幾らというふうに算定されるか、事務的なことですが、その軽減額についてもお示しをいただければと思います。

3点目については、いわゆる財政健全化計画の策定の作業がとり行われていると思いますが、それに関連する事項についての説明もあわせてお伺いいたします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、1点目の利率についてでございます。今補正がお認めいただきました後に、3月中に借入れの手続きに入りたいと考えております。

そして、借入れに際しましては、民間金融機関ということでございますので、現時点では入札により借入れを行いたいというふうに考えております。

その結果、委員おっしゃられたとおり、場合によってはそのような数字、1%台の数字が出るかもしれませんが、現時点での予測といいますか、市中金利の動向等につきまして、現時点で安全に見ているのが2%程度だろうということでの、試算の段階での利率というふうにとらえていただければと思います。

それから、2番目の軽減額でございますが、先日の説明会でお配りしました資料の、きょうお持ちでない方もいらっしゃるかと思いますが、A3判の長い表に、各会計ごと、それから資金区分ごとの、今回の繰上げ償還の対象となった起債の一覧、それに対するシミュレーションとして、どれぐらいの軽減額見込みがあるかということで、その資料にも出させていただいております。

そのときに使った利率も2%でございますが、今回の補正でお願いしております浮島市営住宅の分につきましては179万2,000円、これは借入れ利率が2%で借りた場合、そし

て借り入れ期間も残債期間と同じ期間という想定での、支払利息の差額が 179 万 2,000 円というふうにシミュレーションで見ているということでございます。

それから、財政健全化の国に出した資料につきましても、同じ資料の後ろの方に、普通会計、それから下水道、水道、それぞれ国の方に出させていただいた健全化計画、あるいは行革取り組みに伴う効果額の表もつけさせていただいておりました。

国の方に出させていただいたのは、今後の分ももちろんですが、過去にも取り組んできた部分の効果額、それも含めて、今回の財政健全化に取り組んでいる効果額というふうにとらえていいということでしたので、その辺も含めた計画を出させていただいたということで、詳しくはそちらの方を御参照いただければと思います。

○吉田委員

わかりました。そうすると、今の前提条件 2%で押さえて算定した場合における数値としては、そのようなことになるということであれば、同様に、それを引用して、借りかえ後の支払利息見込額についても、1 月 31 日段階での説明資料にも明記されておりますが、64 万 1,000 円という見込額で押さえられておられるというふうに理解してよろしいですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

その条件でもし借り入れたとすると、この 64 万 1,000 円の借換債部分の支払利息はそのようになるだろうというふうに見ております。

○小嶋委員長

ほかにありませんか。

○藤原委員

資料 2 の 12 ページなのですが、市税の関係です。法人税割については 1,400 万 1,000 円の減になると。それから、償却資産の方は、各税目の中で一番大きな補正増でして、5,458 万 9,231 円ということになっています。

それで、償却資産がふえたということは、当初見込みより企業の設備投資があったのだということなのだと思うのです。企業の設備投資があったにもかかわらず、法人税割の方は減となったと。これはどういうふうに理解をすればいいのかということなのですが。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

ただいまの償却資産関係ですと、確かに我々も想像していなかったように、ここ近年、償却資産の機械及び装置等、結構な伸びになってございます。

ただ、それが法人の支出割ですと、そういった投資したものは、ある程度経費にみなされるわけです。

今回もこの補正を出す際に、いろいろ調査あるいは確認したのですけれども、利益がそんなに上がっていない。これは一部の業種を除きまして、昨年 4 月から 11 月まで、各業種でも増益になっている業種はあります。ただ、その反面、同じ業種の会社でも、その会社の内容を見ますと、同じ業種でも、では全体的に増益かといいますと、そうでもないというような状況でございます。

○藤原委員

設備投資はあったけれども、それが必ずしも収益増につながっていないのだというふうに見ればいいということですね。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

そのように考えております。

○藤原委員

それから、16 ページの、学校給食センターの使用料なのですが、これは何だかよくわからなかったのですが、自販機が撤去されたので、その分が入ってこなくなったという意味なのですか。

○相沢学校教育課長

済みませんでした。給食センター施設使用料というのは、給食調理受託業者が、センター内に自動販売機を設置していた、その施設の使用料。ところが、平成 19 年 3 月にその自動販売機を撤去したことによりまして、施設使用料を不用と、減額したものでございます。

○藤原委員

済みません。あと 2 件です。

それから、同じ 16 ページの、障害者自立支援給付費負担金で、歳入の方では 2,707 万 4,000 円の減になっています。それから歳出でも 5,000 万円を超える大幅な減になっているのです。

この自立支援法になって、いわゆる障害者の皆さん方が 1 割負担になりましたね。負担に耐え切れず、施設利用をためらったと、そういうことがここに反映されているのかいないのかという問題なのですが、その点についてはどういうふうな分析をされているのかということなのですが。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

利用者負担が 1 割になったということで、それをためらっているということではなくて、歳出の方でも御説明申し上げましたけれども、利用者、例えば、今、新体系の方に移行していくような施設というものがあまして、それは 5 年間の経過措置というのがございます。その中で、その新体系への移行がなかったりとか、あるいは入所をしておきながら、病気等により入院などによって施設を出たりとか、もろもろなのですけれども、日中活動サービスの利用日数が、その人の利用形態によって、日数が減になったりとかというようなものが、大きな要因だというふうに思っております。

○藤原委員

歳出で、幾らでしたか、5,000 万円を超えていましたね。ずうっと口頭での説明があったのですが、歳出の質疑までに資料の提出をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。その歳出のこれにかかわる減額の内訳について。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

わかりました。

○藤原委員

もう1点。28ページなのですが、電子計算機利用者負担金 120万円の減ですね。これは先ほどの説明ですと、これまで水道部が本庁のコンピューターを使っていたので、負担金をいただいていたと。そして、昨年10月に、水道部が独自のコンピューターを使うようになったので、この120万円が減額になったのだということによろしいですね。今まで水道部から何の説明もなかったのですけれども、そういうことでいいですね。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今までオンラインで、市のホストコンピューターを使うような形になっておりました。今度は水道で、それにかかわる部分のシステムについて、独自にシステムを入れまして、いわゆるホストコンピューターの利用がなくなったという形での、今回のその減額ということでございます。

○藤原委員

では、それは後で水道に聞きましょう。

○森 委員

28ページなのですが、学校給食費実費徴収金過年度分として、見込みより31万4,000円、これについては、多分未納者に対して徴収というふうなことだと思うのですが、この数字の内容、何名か、どのような状態というふうなことを伺いたいと思います。

○相沢学校教育課長

当初、過年度分の収入見込みを159万6,000円と見ておりましたが、最近、保護者の方々、一生懸命その徴収に応じていただけるようになりまして、見込みよりも31万4,000円ほど余計にいただくことができました、その分増額をしたものでございます。

○森 委員

大変御苦労さまだというふうには、先生方が往々して徴収に当たるというふうな御努力をされた成果かというふうに思います。こちらに対しては評価したいと思いますので、また引き続き、そのおたく、おたくの様子を見ながらということもぜひ、こうして頑張っていたきたいと思います。

上記の、今度は学校給食費実費徴収金なのですが、逆に、小中学校合わせて805万円減になっている。この内容もちょっとお教えてください。

○相沢学校教育課長

まず、小学校それから中学校で、給食を食べる児童・生徒数の給食回数、こちらが確定したことによりまして減額をしたものでございますが、中学校につきましては、職場体験学習とか、あるいは勤労生産的な行事で、生徒が給食を食べない日がたくさんあったのでございますが、これを食べないということにして、事前に落とさないでしまったものから、実施回数が最初は大変多く出てしまいました。ここにまいりまして、実施の回数の見込みがほぼついたことによりまして、この金額の減額補正となったものでございます。

○森 委員

次年度平成20年度からは、大体予測どおりの数字になってくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

それで、その給食の内容なのですけれども、今、中国製の食品が問題になっている。当市においてはどのような対応をなさっているのか。現状と対応をお伺いいたします。

○相沢学校教育課長

天洋食品のギョーザの件でございますが、あの事件があった次の日に、給食センターを中心に天洋食品等の中国産のギョーザあるいはハルマキ、こういうものを、本年度あるいはこれまでに給食センターで使ってきたかどうか調査を行いましたところ、これまで一切使ってこなかったと。また、今後使う予定もないということがわかりましたので、その日のうちに、すべての保護者あてに、文書とそれからメール配信システムを利用いたしまして、「今回の天洋食品に係るギョーザあるいはその他、天洋食品でつくった製品は使用しておりませんし、今後とも使用する予定はありません」ということで、お知らせをいたしております。

○森 委員

冷凍食品、ましてや中国産のというふうなことに限定していくと、もう食べるものがなくなってしまうというふうなところまで来ているようであります。

ただ、このような問題、まだ原因がはっきりしておりませんが、実際、非常に迅速な対応をしていただいたということで、それは評価いたします。

その報告に関して、当事者、子供たち、それから保護者に対しては非常に迅速な対応をされた。ただ、議会に対しても、我々が聞けなかったと、聞く場がなかったというふうなこともあったのですけれども、ぜひその対応を、事の次第をお知らせ願えれば非常にありがたい。

逆に、今後の問題として、その中国製の食品に関しましては、なかなか、例えば食の安全性に関して、材料、食材に関しての安全性を強調していく、ないし、この食品については安全というふうなことが、非常に大切になってくるのではないかと。逆に、給食という意味合いでも、その安全性は特に強化されていかなければならないと。改めて、その点、どのように考えてらっしゃるかお伺いします。

○相沢学校教育課長

食の安全は、まさに命にかかわる問題でございますが、ただいま森委員御指摘のように、非常に重要な問題というふうな受けとめております。

給食センターで供給します給食につきましては、食品等の納入に当たる業者について、その製品の安全性等について、何らかの安全の確認をしていますという、そういう文書等を、今、すべて求めるようにしております。

ただ、すべての業者から回答をいただいておりますが、これも引き続き、「何月何日納入したこの製品については、こちらの検査機関で安全だと確認されております」というような、文書による報告を、もういただいている業者もありますが、まだの業者については、ぜひ強く求めたいと考えております。

○根本委員

28ページなのですけれども、七ヶ浜町の公園墓地の関係でお伺いしたいと思います。先ほどの説明では、19区画の予定が、14区画オーバーして、33区画売れたということですね。

ですから、残は 36 区画しか残っていないと、こういう状況でございますが、この墓地に関しては、平成 8 年でしたか、10 月に最初 500 基、それから、その後 200 基、合計 700 基ですね。蓮沼苑として。

そうすると、約 12 年間で 700 基がほとんど売れていますから、年間五、六十基のペースで売れてきたと。こんな感じでございますが、非常に需要が多いなど、このような実感をするとところであります。

このことに関して、以前、決算か予算かお話をして、当時は 70 区画しかない。「今後どうしますか」という質問に対して、「将来のために七ヶ浜町さんと検討します」、こういう次長の回答がございました。その辺、協議はどのようになっていますでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

七ヶ浜の担当同士では、年 4 回ぐらいお会いするので、お話し合いはしております。

それで、今、七ヶ浜では約 300 区画が残っていると。それで、七ヶ浜では売れなくて困っているというような話は伺っております。

それで、平均すると五十何区画になるかと思うのですけれども、ことしは 24、去年 13、平成 17 年が 27 区画と、数はそうっていないわけなのです。

それで、今現在 36 区画残りはあるのですけれども、これで十分かと、足りるのかと言われると、答えようがないので、市民の方に御迷惑ですか、御不便をかけないように、手当てをしてまいりたいと思っております。

○根本委員

将来のことを考えると、やはり足りないのではないかとこう思います。300 区画はまだ七ヶ浜で譲る、そういうまだ余裕があるということでございますから、平成 20 年度中にこれを受けまして、しっかりと協議をしていただいて、これは譲っていただいても、また市民の皆さんに譲るということで、当初はお金がかかるような感じはしますけれども、あと着実に回収ができるということでもございますので、その辺、市長ともよく連携をとりながら、推進をしていただきたいとこう思います。よろしくお願いします。

○小嶋委員長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩にいたします。再開は 1 時でございます。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

● 歳出質疑

○小嶋委員長

休憩前に引き続き、歳出の質疑を行います。

○佐藤委員

資料 66 ページなのですが、文化財保護費のところでお伺いします。今、デスティネーションキャンペーンで、庁内挙げて、バッジをつけたりいろいろしていますけれども、私が議員になった年でしたか、なる前でしたか、とにかくその前後、9年ぐらい前、前後に、外郭南門をCGにつくって、大きく見せられたことがあって、非常に科学の力というのはすごいなと思ったのを思い出していたのですが、あれは1回見せられただけで、あとは何かどこにいったのか、あのとき5,000万円だか何千万円かかけてつくったというふうに聞かされて、物すごいものがあるって、そしてこれを使っていろいろ、あちこちセールスして歩いたら、お客さんも来るのかなどと思ったことを思い出していたのですけれども、あれは今どこにどうなっているのでしょうか。

○佐藤文化財課長

今、委員のおっしゃったのは、多分平成6年度に、コンピューターグラフィックスを活用して外郭南門や地形等を復元して、これをビデオにして、埋蔵文化財調査センターの受付のところで、ビデオ機器を借りて、映し出していたと思うのですけれども、一応現在は文化財課の方で保管しております。

○佐藤委員

保管しているというのは、望めばいつでも見られるのですか。

○佐藤文化財課長

埋蔵文化財調査センターの展示室においては、現在、ビデオ機器がありませんので、借りる形で、何かの機会に応じて、何かの必要に応じて流すということを考えております。

また、近々、「歴史の道」のワークショップの方にも貸し出す予定でおります。

○佐藤委員

済みません。今、「借りる形で」とおっしゃったのですか。

○佐藤文化財課長

ビデオ機器が埋蔵文化財調査センターにはございませんので、それを文化センターなどの方から機器をお借りしまして、放送するという形になります。

○佐藤委員

CGなので、私が見たような大きいものでは見られないのですか、今。ビデオでしか見られないのですか。何か非常に大きかったイメージがあるのですが。

○佐藤文化財課長

今現在は、ビデオで貸し出しを行っている状態です。

○佐藤委員

そうすると、グラフィック何とかという感じでは見られない状態なのですね。ビデオで見えないうと。

○佐藤文化財課長

今現在はそうなっております。

○藤原委員

当初、市役所のロビーで映していたのではないかと思うのですけれども。ですから、機材で何とかと言っていますけれども、ああいうのはロビーでどんどんやったらいいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○佐藤文化財課長

現在、グラフィックを活用して、そこからビデオ作成をしていますので、そのビデオで、今後、埋蔵文化財調査センター展示室等で流していきたいとは考えております。

○鈴木教育部長

その辺、今どうなっているのか、ちょっと私も今わかりませんので、確認して、当然いいものであると私は認識しております。今言われたとおり、今年度、こういう事業が控えているという前提があれば、やはり活用できるものは活用していきたいと思えます。ですから、ちょっと時間をいただいて、なおその辺確認をしてみたいと思えます。

○佐藤委員

あのときの私のびっくり感は、とてもすごかったです。やはりインパクトを与えるという意味では、とてもいいツールだというふうに思い出していたものですから、ぜひ探して、要望があっても、なくても、多賀城の行事のときには行って、見せていただくような、そういう状況をつくっていったらいいのではないかというふうに思うのです。よろしく願いいたします。（「要望ですね」の声あり）意見ですから。

○藤原委員

ちょっと私、老婆心なのですけれども、著作権が絡んでいるという問題はありませんか。要するに、その制作をするときに、CGをつくることだけの契約で、できたものが当然多賀城のものになると思っていたら、多賀城のものになっていなかったと。使用権までは契約に入っていなかったの、そのできたものの著作権はつくった会社のものになってしまったと。それで、著作権の絡みがあって、勝手に上映できなくなってしまったというような問題はないのですか。

○高倉商工観光課長

CGの関係につきましては、私、文化財にいたときに、実はつくったものでございますので、かわりに説明させていただきたいと思えますが、あのCGは、南門の復元の設計図を忠実に再現しようということで、普通模型をつくるのですが、模型ですと作り直しがきかないということで、それで、恐らく宮城県始まって以来のCGの制作を行い、設計図に基づいてCGができ上がったわけなのですが、今、お見せできるCGというのは、その副産物といえますか、13分ものに、多賀城の歴史をわかりやすいようにつくりましょうというふうなことで、それで13分ものにつくったものなのです。

それは、CGの本体からビデオにダビングをしております、そのビデオを、今おっしゃるように、しばらくの間、市民の部屋ですか、入り口のところで長いこと流しました。その後、埋蔵文化財調査センターの入り口のところにも置いて、そして皆さんにお見せをする機会を、大分長い期間やったというふうに記憶しております。

それは、今、文化財課の方に保管してありまして、例えば団体だとかいろいろな機会に、それを見たいというような場合には、文化財課の方から貸し出しをしているというふうに、そういう取り扱いにしているというふうに考えております。

著作権の問題については、製作者と多賀城市と半々で持っているようにしております。ですから、例えばそのCGを何かに使いたいという場合には、製作者の方に了解をいただいて、使えるというふうな形にしております、例えば実際に使っている例としては、県立博物館の多賀城コーナーのところに一部、その13分もののCGの中から一部を取り出して、提供をしたというふうなことも行っておりますので、使う分については、余り問題ないというふうに考えています。

○藤原委員

そうすると、その著作権は、つくった会社と、多賀城市なのか多賀城市の教育委員会なのか、共同所有になっていて、使ったからといって、使用料を求められるというようなことはないのだということですね。確認したいのですけれども。

○高倉商工観光課長

費用が伴うことはない。多賀城市が使う場合には、費用は伴わないというふうなことでございます。

○藤原委員

それは、市役所としては、きちんと契約にそういうことを入れないと、きちんと契約にその著作権の所在がどこにあるのだということを入れないと、幾ら市役所が金を払ってつくってもらっても、つくった人の著作権になってしまうと。ですから、できたものを使うときは、使用料を取られるというような関係になるようなのです。どうも著作権のことを読んでいます。

それは、今、多賀城市の庁内でそういう問題については、きちんと意思統一されているのですか。行政経営担当の部署で多分担当しているのではないかと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

はっきり申し上げますと、ちょっとそういった認識は不足していたかと思えます。

ただ、著作権法そのものについての理解なり、あるいはそれらに配慮した形での業務なりというふうな形はとっておろうかと思えます。

○藤原委員

ちょっと市として、きちんとその辺が意思統一されているのかどうかという問題なのですが、そういう問題が起こり得るのだと。だから著作権の所在、いろいろなシステムをつくったりするときに、著作権は市にあるのだと、きちんと契約の中でやっておかないと、つくったはいいいけれども、使うときに使用料を払わなければいけないというような状態になりかねない問題のようなのです。この著作権の問題は。

ですから、市役所として、そういう著作権の問題はきちんと意識して、契約するときなどにきちんと、市にも著作権があるように、意思統一されているのかどうかというのがちょっと心配だったものですから、今聞いているのですけれども。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これは確認の上、もしそういうふうな形でないとするならば、全体的にそういった方向で統一して、取り扱っていきたいというふうに思います。

○松村委員

今、南門復元を想定したCGのお話がありましたけれども、活用に関していろいろ調べて、今後検討したいというお話、先ほど教育部長の方からありましたが、できましたら、私はそういうのをまだ見ておりませんので、見た方もいらっしやると思いますけれども、見た方は、感動をもう一度という思いもありますので、ぜひ議員にもう一度それを見せていただければというふうに思いますがいかがでしょうか。あしたでも。

○佐藤文化財課長

ビデオテープがございますので、それを活用しまして、それを例えば市役所の1階にあるテレビとか、そこで……。

○鈴木教育部長

その辺の機器についても、ちょっと確認させていただきます。ちょっとお待ちになっていただければと思いますけれども。

今、テープはあるということなのだそうですけれども、機器類が果たしてどうなっているのか、ちょっとその辺も確認できませんので、確認をして、先ほど言いましたとおり、活用できるものは早々に活用したいと。

何か、今、あすにでもごらんになりたいということなのですか。

○松村委員

あすでなくともいいですけれども、一度議員の皆さんに、もう一度見せていただけないかという要望でございます。

○鈴木教育部長

それでは、改めて御相談申し上げて、いつ、どのような形でということ、議会の方にちょっと相談させていただきたいと思います。その辺で決めていきたいと思います。

○昌浦委員

資料2の6ページ、債務負担行為なのですけれども、補正です、追加なのですが、これは国府多賀城駅観光案内所プレハブ借上料、これは3月中かなにかにもう契約しないと間に合わないということで、まずそれが1点で、債務負担行為ということで上がってきたと理解していいのか。

それから、2点目。これは急いでやるのでしたら、プレハブですから、4月から用を足すためにこうやって急いだのか、この2点、回答を願います。

○高倉商工観光課長

おっしゃるとおり、できるだけ早くそういう形をとりたいということで、4月中には設置をしたいというふうに考えております。

したがいまして、債務負担という形で上げさせていただきました。

○昌浦委員

本来は平成20年度予算で聞いてもよかったのですが、ここに債務負担ということで出てきていますし、いろいろと今、むすび丸というのですか、バッジのこともいろいろとお話が出ているようなので、大分、デスティネーションキャンペーンに本腰を入れているようなのですけれども、歳入で聞こうかと思ったのですが、これに対して、例えばあのキャンペーンですが、名前、ネーミングが仙台・宮城とか何とかという形で、そのところに我が多賀城はないですし、宮城に包括されているのだろうけれども、歳入になかったのですが、例えば、このために県の方から何か市町村あてに、これで頑張ってくれなどというふうな形で、平成20年度の方にあるのかどうか、ちょっと確認とっていないのですけれども、そういう補助金が出るのかどうかはまず1点。

それから、2点目、このプレハブですが、平成21年度までとなっているのですけれども、この2カ年だけのものなのでしょうか。

○高倉商工観光課長

まず、デスティネーションキャンペーンのネーミングなのですが、これはもう県の方でつくられてきたネーミングでございまして、多賀城という名前が入っていないということだと思いますが、そういう余地は全然ない状態でございます。

なぜ仙台・宮城なのだということも一部にはありますが、JRと宮城県とで考えたネーミングだというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2カ年というふうなことにつきましては、一応プレハブという簡易な建物でもありますし、設定の仕方はいろいろあるのですが、一応2カ年で設定をして、その後どうするかというふうなことも、この期間中に考えていきたいと思いますが、できればこの2年でやめることなく、できるだけ長く設置をしていきたいというふうに考えております。

○昌浦委員

本当は平成20年度予算の方でやろうと思ったのですが、そこまで聞いたので、ちょっとこれで聞きたいと思うのですが、いわゆるプレハブ、これはプレハブなのだから、駅の構内などに置くわけではないと思うのです。場所はどの辺なのかというのが1点です。

それと、もう一つは、このプレハブを立てて、一番よく見落とすのが、水回りなのです。トイレとかシンクですが、そういうものというのは付随してあるのですか。やはり我々議会で、こうやってこういうのが出てきたら、やはりその辺あたりまでちょっと突っ込んだ質問をしたいと思うので、御回答をいただきたいのですが、

○高倉商工観光課長

設置する場所は、1階の部分なのですが、駅の北側のあの階段を、2階に上っていく階段の手前にエレベーターがあるのですが、その通路の部分に設置をしたいというふうに考えておまして、観光客の方が、階段をおりてきたら、目視、きちんと認識できるような形で設置をしたいというふうに考えております。

それから、水回りについては、こういう簡易なものでございますので、水道の施設は考えておりません。トイレ等については、駅もありますので、駅を使っただくというふうなことで、電気はつけたいというふうに考えております。

○昌浦委員

電気というのは、もう基本中の基本だと思うのです。ですから、私、水回りだけ聞いているのです。

例えば職員などというのはどうなのですか。多賀城駅にいらっしゃるように、女性の職員をそこに張りつけられるのか。

あと、もう1点、国府多賀城駅はいいのですけれども、博物館を利用する人はそこを通らないような格好なのです。今お話を聞くと、その辺はどうなのですか。要は、観光案内所を置きました。博物館だけ見て、本当は多賀城の一番いいところなどというのを見逃して、お帰りになる客などというの、いないわけではないのではないかとというのが、危惧するところなのですが、その辺、どうなのでしょう。

○高倉商工観光課長

平成20年度予算のときにじっくりお話ができればよろしいかと思うのですが、御質問でございますので、答えられる範囲で答えたいと思いますが、まず、私たちが一番多賀城にとってポイントになる施設の一つに、やはり東北歴史博物館を置いております。

東北歴史博物館の入館者が史跡を探訪するというときには、当然あのデッキを通過して北側に移動しますので、そこに、できれば、今、ボランティアガイドの方々が班編成をして、土・日ですが、遺跡の方の案内をしておるのですが、できればそういう方々の集会できるようなことも考えて、運営の中に、観光ボランティアガイドの方々と一緒にやっていくような体制を考えていきたいというふうに考えておまして、当然その博物館と連携を持って、博物館に行った方は、その観光案内所に寄って、そこで一定のサービスを受けて、あるいはそこからガイドと一緒に史跡めぐりをするようなシステムとか、そういうことをちょっと考えていきたいというふうに、ですから、ポイント、ポイントにいて、何というのですか、キャッチで説明というふうなことではなくて、できればぐるっと、1時間コースとか2時間コースで回れるようなそういうシステムをちょっと考えていきたいというふうに思いますし、そうすることによって、観光ボランティアの方々の意識の向上にもつながっていこうというふうに考えています。

○昌浦委員

わかりました。それでは、それは平成20年度予算でもっと突っ込んだ質問をさせていただきます。

それから、資料の同じく2の、66ページ、市民会館運営に関する経費の備品購入費で、小ホールのプロジェクターということ、寄贈を受けて、何か設けるというような話だったのですけれども、これはなぜ寄贈を受けたのか、どうしてこれがプロジェクターというふうになったのか、その辺の経緯を、ちょっと私わからないので、具体的に教えていただきたいと思います。

○伊藤生涯学習課長

現在、小ホールで利用するプロジェクターそのものがございませんで、今回寄附をいただいたということで、小ホール専用のものをできれば購入したいというふうなことが発端でございます。

○昌浦委員

先ほど寄附ということでした。いわば善意の方から、「寄附をしたい」と、これは「プロジェクターがないから、それを寄附してくれないか」と、いわゆる行政の方からそうおっしゃって、この小ホールのプロジェクターということになったと理解してよろしいですか。

○伊藤生涯学習課長

歳入の方で御説明申し上げましたけれども、3団体の方から合わせて35万7,000円ほどの寄附金をいただいた、これは現金でいただいております。それを活用いたしまして、プロジェクターの方を購入するということでございます。現品でいただいたものではなくて、現金でいただいたもので購入するということでございます。

○昌浦委員

結構いろいろな市の補助金をいただく団体等々を含めて、大ホールより小ホールの方が活用度が高いなど。特にこの1月から2月というふうに、いろいろな、何というのですか、講演会等を含めて、開催された機会に、私どもも御案内をいただき、数多く出席しておったのです。

やはり小ホールのプロジェクターは、今、パワーポイントなどで、いろいろ講演する方もそういうのがあるのですから、確かに寄附してもらっても、これはありがたいことなのですけれども、そういうのはもう前もって、市の方で予算措置というのはできなかったのですか。私、疑問に感じます、このことは、必要性を感じなかったのですか。その辺どうなのですか。

○伊藤生涯学習課長

これまでの経過というのは、ちょっと私も詳しくわからないのですけれども、現に専用のプロジェクターがなかったと。それで、今回、ぜひ欲しいというふうなことであったらと思います。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、利用者からの声というものをどういうふうに吸い上げていたのかというのを疑問に思ったのです。値上げもしたことですから、使い手のいい市民会館、通称文化センター、それをやはり行政側としては、サービスというのは、やはりそれだけのことをやるのが当然だと私は思ったのです。ここでいきなりプロジェクターと出てきて、説明を聞いて、そういえばなかったのだと。これは悪いけれども、管理業務の怠慢といっても過言でないような話ではないのですか。

例えば、先ほどのビデオも、何か機械を借りなければだめだ云々、確かにすべてのものをみんな持っているということはまずいいと思いますから、使い回しというのはあり得る、これは認めます。各施設にすべてのものを置けなどと、私、申し上げません。限られた予算ですから。しかしながら、こういうものは、寄附で賄うとかという性質のものではないと私は思う。こういうのはもうきちんと設置者が、管理者が当然そろえておいてしかるべ

きものではないですか。金額的には34万1,000円ですよ。これはどうなのですか。これは教育委員会所管ですから、教育のトップの人の考えはどうですか。

○鈴木教育部長

そうですね、すべての備品を用意するというのは、好ましいことなのでしょうけれども、やはりそのとき、その時代に応じて、そういう機械というものは、必要とされてきたのだらうと思います。当時としては、それほど用途はなかったのだらうと。このごろについては、各種説明会等々でも活用しているとおり、やはりそういう用途が出てきたのだらうと思います。

したがいまして、今回、このように寄附を受けた機会に、それでは購入しようと、こういうことになったのかと思います。

○昌浦委員

わかりました。教育部長の答弁、そういうことなのでしょうけれども、いわば、この施設には、最低限これだけはきちんとそろえておかなければならないということを中心に把握して、それなりの予算と箇所づけをして、前もって予算としてつけておく、これは行政の仕事ではないのですか。そこのところなのです、私が聞いているのは、今後はそういうふうに行っていくというふうな考えがあるのかどうかだけ、もう一回。

○鈴木教育部長

先ほど申しましたとおり、やはりその時代に応じてそういうものが必要とあらば、当然、利用者の声等も聞きながら、今後とも検討して、必要なものは確保していくと、こういうことで臨んでいきたいと思っております。

○佐藤委員

70ページの、給食センターの経費のところですよ。先ほど、中国産の食材は入っていなかったというので、少しだけ安心したのですが、給食回数を減らした、見直したところの背景は、御紹介いただければ。

○相沢学校教育課長

お答えいたします。

給食の実施回数につきましては、初めに学校が教育課程で進めているいわゆる授業日数で計算をしております。学校は、例えば中学校ですと、職場体験学習があったり、あるいは校外の学習活動があったりしますと、その日は給食を食べないということになります。

当初に授業日数のままで給食実施回数を計算しておりましたので、これを実際の職場体験でありますとか、あるいは勤労生産的な活動で学校をあけたときとか、こういう日数を引いて確定させたものでございます。

○佐藤委員

677万6,000円ですね。これは年間で発注しているのですか、材料代というか材料費の見積もりというか。

○相沢学校教育課長

給食センターの食材等につきましては、すべて保護者の方からいただいております実費徴収金を充てておりまして、そこに出されております当初予算で、最終的に 625 万 3,000 円、中学校ですと減額をいたしまして、補正後 870 万 8,100 円、それから小学校ですと 211 万 4,000 円を減額補正をいたしまして、1,732 万 5,000 円を、保護者の方々からいただく実費徴収金で賄うということでございます。

○佐藤委員

済みません。ちょっと私の質問の意図がうまく伝わっていなかった。材料を、給食日数がこれだけあるということで、年度当初にまとめて注文をしているのですか、それとも、その都度、何というのですか、適当に 1 年に何回とかと分けて注文しているのですかという質問です。

○相沢学校教育課長

メニューを 1 カ月ごとというふうに出しておりますので、1 カ月ごとに食材の発注を見直してやっているところでございます。

○佐藤委員

何か少なからぬ材料代が、そうすると、1 カ月ごとにということは、余りその材料を調達するいわゆる業者の方には、迷惑がかかっていないのかというふうに考えていいのでしょうか。

○相沢学校教育課長

今、委員も御指摘のとおり、給食の業者に大きな、例えば注文しておいて、突然 500 万円分、食材を発注しないと、そういう迷惑はかけていないとそう思います。

○佐藤委員

安心しました。

それで、ちょっと話が少し関連し過ぎるのかと思いますけれども、私の思いを聞いていただきたいと思うのですが、きのう、水道の管理者で大分話が「富県戦略」の中で広がっていきまして、多賀城が全部田んぼがなくなって、何だか工場が来るというような話を市長はしておられました。そのときに私、ぎょっとしたのです。本気で言ったわけではないだろうけれども、今、子供たちに給食などを地場のものでも食べさせようというって、一生懸命努力をして頑張っているさなかに、首長さんがそういうふうな発想で、思いつきだとはいえ、ちょっと私は安心して、何か、とてもびくっとしたのです。ですから、あの発言はちょっと取り消していただいて、きちんと、やはり私たちの食料品は近場のものを食べようというところを、一番それが安全なのですから。外国のものを食べなければ生きていけない時代にはなりましたけれども、でもやはり土地のものを食べて、健康で豊かな暮らしを子供たちにもさせていくという立場ですよね、市長は。違いますか。（「委員に申し上げますが、ここは意見を述べる場ではございませんので」の声あり）わかりました。と思いますけれども、（「最初にお話し申し上げたとおり」の声あり）わかりました。

その地場のものを食べさせたいという給食の立場からして、あの発言はいかがなものでしょうか。

○菊地市長

今、急に飛んできたものですから驚いたのですけれども、当然、佐藤恵子議員おっしゃるように、地場のものを地元でというのは当然だと思います。

ただ、恐らく、今の農業関係者の方々の現状がどうなっているのだろうと。食料自給率、日本が4割を切るような状況だという中で、多賀城でつくったものが、そのままストレートに多賀城市内の方々に、どのくらいの方が食べられるかといったら、恐らく食べられないでしょう。

今の農業を取り巻く環境自体も、農業者の方々にもいろいろ聞いております。「もう、おれは農業やめたくなかったよ」、はっきり言って、もうやれないという方々も大勢いらっしゃいます。

そんな中で、「市長、ぜひ多賀城に工場誘致なりそういうふうなものをお願いしたい」と言う農業の方も多分にいらっしゃいます。

ですから、あの150町歩とか100町歩とかという話が、余りにも大き過ぎるのではないかというふうにお思いでしょうけれども、そのくらいの規模で、もういろいろな工場進出が予想されるような、そういう時代になってきたということは否めない事実でございます。そういう発言から、そういうことから、私はきのうの発言になったというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、そうやってきたときには、もう地場のものは食べられないよというようなことになるわけですね。給食も、安全を確かめながらと言いつつも、そういうスローガンはもう下げる方向になるという、政治の方向性が大きく物を言ってきますけれども、そういうことになるのだというふうに理解していいわけですね。どなたか、「はい」と言ってもらえばいいのですけれども。

○小嶋委員長

だれもないようではけれども、市長。

○菊地市長

いや、当然農業をやっている方々は、地産地消ということで、それを図りたく、今、農業者の方々でもそれを願っているわけです。

御存じのように、例えば農業でめしを食っていける人というか、めしを食っている方、多賀城市内に恐らく3世帯ぐらいしかいないですね、今。現実的には。

それと、やはり多賀城市の市域が狭いということも、これはあるのではないかというふうに思います。例えば、大郷町に行って田んぼをつくっている方々が、たしか100町歩近くあったのではないかということで、やはり農業を取り巻く環境も、多賀城市でやれるものとやれないものがあるという現実も、直視する必要が私はあるのではないかというふうに思います。

○雨森委員

資料2の62ページなのですけれども、この多賀城小学校の校舎の建築の中で、この間学校を御案内いただきました。それで、校庭との境の、ちょっと危険に見えるような塀ですが、どのように改築していただけるのか。

それから、第2点、2階の渡り廊下の、ちょっと危険防止策ですが、そういったことについてお尋ねしたいのですが、よろしくをお願いします。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

1月7日に校舎の引き渡しをいたしまして、そのときに、校舎の渡り廊下につきましては、委員の方から御指摘がありました。その点につきましては、アクリル板等で対応することにしております。

あと、外側の柵につきましては、ちょっと幅が広いという御指摘もございましたので、ネットなどで対応するというので、これについては前に委員の方に御説明したとおりでございます。

○雨森委員

では、それはもう完成しているわけですか。これから……。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

それにつきましては、外構工事の中でやります、あと、渡り廊下につきましては、2期校舎の工期内に完了するというふうな予定でおります。

○竹谷委員

確認だけお願いしたいのですが、5ページの繰越明許費の関係で、中学校で、第二中学校の校舎の関係で、説明では、外壁も含めてやるために、こういう格好にしたのだということですが、私、かつてから、中のトイレも含めてリフォームという観点でもやったらどうだということ、御提起しておきましたけれども、この設計の中にはそれらは入っているのでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

第二中学校につきましては、これまで再三にわたって御指摘がありました。耐震補強工事とあわせて、大規模改修を行った方が効率的であるということで御説明しておりましたので、ベランダのコンクリートの剥離、これについては当然でございますが、教室の床、トイレ等、そういったものの大規模改造を含めての設計ということで、繰り越し明許をさせていただきますものでございます。

○竹谷委員

そうしますと、平成20年度なり21年度で、その工事に着手すると、ちょっと予算書を見ていないのであれなのですけれども、そういう計画で進めていくというふうに理解してよろしいですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

工事につきましては、基本的には平成21年度というふうに、設計が20年度夏ころまでかかりますので、工事につきましては基本的に21年度を予定しておりますが、20年度の国の補正で、今回のように東小学校、山王小学校のような前倒しが可能であれば、20年度の最終の補正で対応したいというふうに考えております。

○根本委員

1点だけお伺いいたします。32ページなのですが、防犯対策に要する経費で44万6,000円の補正増が計上されております。これは新規に防犯灯が設置をされたのか、その辺かなとは思いますが、この防犯灯の効果というのが、やはり大変地域の皆さんにとっては、明るいところでいいと、防犯にも多く貢献すると、こういうことだと思います。

まして、新しい、みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例というのもできまして、防犯に対しては全市を挙げてやっていこう、こういう勢いのある、今、防犯活動を展開しております。

そういう中で、やはり現実的に、各町内会の皆さんからすると、皆さんの町内会費をいただいて、その会費の中から半分は町内会で負担をしなければいけないという、こういう問題もございます。

ですから、一方ではそういうふやしていきたいのだけれども、ふやせば結構、区の予算に圧迫をかけるということと、市では防犯まちづくり条例をつくって、防犯していこうという、この勢いのある今、スタートを切っております。その整合性を図るのに、今の現状の認識でいかどうかというこの問題なのですけれども、課長、いかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの防犯街路灯の設置についてであります。私どもといたしましては、ただいまのこの補助金の制度そのものが、新設あるいは修繕、さらには電気料の半額補助というような、こういった構成で、助成、補助をしております。

これからは、私ども、防犯の機関紙講読しております。全国でも、やはり行政がこういったことで賄うとなると、当然限界がございます。ということから、先進地といいますが、先進的な取り組み、全国的に見ますと、お隣の福島県福島市のある町内会では、そういったことから、「1軒1灯運動」ということで、自分の自宅の玄関の街路灯をつけるというようなことで、大分その防犯に対する意識の高揚が高まりまして、不法な駐車であるとか、あるいは放置自転車がなくなったであるとか、あるいはごみの集積所のごみ出しのルールもきちんと守られているとか、そういったことで取り組んでおられる先進的な地域も、町内会もございます。

そういった観点から、これは両面的に、市民の皆さんも協働して、私ども行政と力を合わせて取り組んでいくべき問題かと、このようにとらえてございます。

○根本委員

ただいまの先進事例などは大いに参考にできる内容だと理解します。例えば、市でつけている街路照明灯は、交差点だったり、あるいはカーブだったり、いろいろな設置基準があって、防犯灯のようにどこでもつけるというわけにはいかない、こういう設置基準があるために、市でやるわけにはいかないところがあります。路地などは、やはり各地域で、「ここは暗いからつけましょう」と、電柱に共架したり、独自に立てたりして、いろいろ工夫しながら立てていると、こういうことがありますね。

ですから、その先進事例も含めて、そしてまた、市長が目指す犯罪のないまちと、こういうことを目指したときに、どういう施策が必要なのか、これから実施計画をつくりますね。施政方針でも明確に述べております。そういう中で、この防犯灯というのも、一つの大きな役割があるわけですから、今50%なのだけれども、これを、ではこの機会に10%でも、例えば、負担を減らすことによって、区でつけやすい環境づくりも大きな防犯の成果になると、私はこう思いますので、よくよく検討していただきたいとこのように思います。回答は要りません。

○藤原委員

私は、質問ではなくて、委員会質疑の仕方についての意見で、委員長は議運の委員長でもあるので、お願いなのですが、先ほど、佐藤恵子委員の質疑に対する、その意見を言うてはだめだというのは、事務局が書いた原稿がだめなのです。会議規則は、「委員会では自由に意見を述べるができる」となっています。

ですから、要するに、これはどういう趣旨かという、委員の側がいろいろ問題提起をして、それに対して当局の方の問題を指摘していただすと、そういうやりとりが本来、委員会の質疑なのであって、意見を言うてはだめだとなると、「お伺いします」だけになってしまうのです。それは、説明会ではないのですから、やはり委員会は質疑をするところなので、その意見を言うてはだめだという議会事務局の原稿は、私はおかしいと思うのです。

それで、後ほどの議運で、もう一度そこは、「意見問題」、どういうふうに解釈すべきなのかということについて、議運で議論していただきたいと思います。

私の25年やっていた経過からいうと、ある時期に、議案と脈絡のない、「要望します。要望します」と、質疑なしの「要望します」が相次いだ時期があって、脈絡のない要望はやめましょうということで、申し合わせがあったという記憶はあるのですが、意見を言うてはだめだというのは、会議規則に反するので、それは後ほど、議運で議題にしていたいただきたいということです。

○小嶋委員長

わかりました。受けておきます。

○深谷委員

済みません。ちょっと確認なのですが、資料2の56ページの、多賀城駅北地区市街地再開発事業費の18節備品購入費で、庁用備品購入費で、パソコンを2台、これ購入ということなのですが、多賀城市のパソコン、役所で使われているパソコンというのはリースですか、それとも毎回購入ですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

全部がそうではないのですが、今は購入をしております。ただ、購入をする以前は、リースであったり、あるいはレンタルであったりということがありました。

それは、なぜそういうふうな形で切りかえているかといいますと、以前、パソコンが非常に高い時期がありまして、それを一時期に購入すると、大変な財政的負担になるということもありまして、レンタルであったりリースであったりと。パソコンの値段がどんどん下がってききましたので、リースで借りているよりも購入した方が安いだろうと、それを大切に長く使うことによって、経費削減になるだろうということで、基本的には、中心的には今は購入で対応しています。（「わかりました。ありがとうございます」の声あり）

○松村委員

32ページ、先ほど根本委員が質問した件と関連するのですが、防犯対策に要する経費の件なのですが、私どもにいろいろ市民の皆様から寄せられる、いろいろな相談とか要望に、結構この照明灯とか街路灯の設置をお願いしたいというものがいつもあります。

予算もふえているということは、結構要望が多いからというふうな状況だと思うのですが、私、意見になると思いますけれども、いつも感じるのは、防犯灯と、あと罰則

金でつける照明灯というのですか、ありますね。街路照明灯。そのどちらに当たるかということが、なかなか判断つかなかったりとかすると、いや、これは交通防災課だけれども、こっちは道路課だというふうな形で、そっちへ行ったり、こっちへ行ったりしなければならない部分というのがあるのです。

ですから、やはり目的は大体一つだと思うのです。明るくして、安心・安全なまちをつくるといいますか、そういう意味からいいますと、これは交通防災課だけの問題ではないと思いますが、市民の立場というのですか、そういう形からすると、一緒のところどころでこういう相談を受けられるような方向に持っていった方がいいのか、というふうに思うのですけれども、この辺の答弁はどなたができるのか。

○伊藤交通防災課長

私どもは、ただいま松村委員のおっしゃったことは理解をいたしております。

先ほども根本委員にもお答えいたしましたわけですが、防犯街路灯につきましては、区が設置するというようなことが前提になっておりまして、その相当額を補助金で助成するという、こういうシステムになっております。

一方、道路の街路灯につきましては、道路管理上、交通事故の防止であるとか、歩行の安全に支障を来すとか、そういったことで、明かりは同じなのですが、そういった制度、仕組みが違うということで、それらについては、まず、いずれ区長さんなり、各地域では区長さんなり地域の代表者が管理されておりますことから、そういった方、あるいは委員も来られて、御相談を私ども受けますので、忌憚のないそういった窓口となりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○松村委員

窓口が一緒ということは、厳しいのでしょうか。

○澁谷総務部長

今すぐという部分ではあれですけれども、とにかくこれは、道路照明灯が建設部の方になるもので、あと一般の街路灯は交通防災課がいろいろ担当しておりますので、その辺は、先ほど課長が言ったように、連携をとりながら、窓口が一応交通防災課だ建設部だとかということではなくて、どちらの方にも行っていただければ、お互い役所の中で連携をとり合えるものですから、その辺言っていただければ、連携をとり合いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○松村委員

連携をとるというのは、どういうふうなことですか。結局、窓口は一つにはできないということですか。

○澁谷総務部長

例えば、建設部の道路照明灯の話をお聞きして、道路照明灯の関係でしたら、交通防災課が受けたら、それを建設部の方と協議をして、持っていくと、もしくは、建設部の方で聞いた中身によっては、では、それは交通防災課の方に伝えて、そしてどちらでやった方がいいのか、道路照明灯でやった方がいいのか、街路灯でやった方がいいのか、もしくは、あるところから寄附を受けて、それを回した方がいいのかというのは、いろいろその事例によって違ってくると思いますので、そのとき、そのときで対応していきたいということ、あちらこちらと回すというようなことはないので、おのおの受けたところで、役所の

中で連携をとってやっていきますということでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○松村委員

それは今まででもやっていただいているように私は思います。でも、結局、「ここじゃないのです」と、そちらに行かなければならないかということはあるのです。そういうものがあるので、そういう照明ということに関しては、一本の箇所です済むようにできないのかということなので、すぐはできないにしても、将来的にそういう方向にやっていただいた方が、私たちもありますけれども、区長さんとか市民の利便性ということを考えたら、その方がよろしいのではないかと思います。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○小嶋委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 20 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩をいたします。再開は 2 時 15 分といたします。

午後 1 時 59 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日は国保会計までといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

● 議案第 21 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○小嶋委員長

それでは、議案第 21 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○小嶋委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 85 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 396 万 5,000 円の増額補正ですが、これは国保事務に要する経費でありまして、11 節需用費は電算システム基本ソフトの購入及び制度改正による受給者証の印刷、それから「国保ネット in 宮城」と申しまして、国保連合会と国保年金課を接続している電算システムを、健康課の方でも確認できるように回線の増設を行うものであります。12 節役務費は、制度改正による受給者証の郵送代であります。13 節委託料は、後期高齢者医療制度の激変緩和措置に向けまして、電算システム改修業務を委託するものであります。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費で 1 億 5,643 万 8,000 円の増額補正でございます。これは、当初予算におきまして、1 カ月当たりを 1 億 4,221 万 9,000 円と推計しておりましたが、12 月までの実績月額が 1 億 5,288 万 4,000 円で推移し、約 7.5%の伸びを示しております。これらの状況から、年額は 18 億 6,307 万円に見込まれますので、増額するものであります。

2 目退職被保険者等療養給付費で 1 億 4,917 万 2,000 円の増額補正ですが、これはただいまの一般被保険者と同様の方法で算出いたしますと、当初予算に対する伸び率が約 11.5%の伸びを示しております。そのことによりまして増額するものであります。

3 目一般被保険者療養費で 553 万円の増額補正ですが、これも同様に、当初予算に対する伸び率が約 17.8%の伸びを示しておりますので、増額するものであります。

4 目退職被保険者等療養費で 292 万円の増額補正ですが、これも同様に当初予算に対する伸び率が約 25.2%を示しておりますので、増額するものであります。

5 目審査支払手数料で 19 万 2,000 円の増額補正ですが、これはレセプト審査に係るもので、レセプト件数の増加に伴うものであります。

次の 89 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費で 3,503 万 5,000 円の増額補正ですが、これは先ほどの療養給付費と同様の方法で算出いたしますと、当初予算に対する伸び率が約 18.3%の伸びを示しておりますので、増額するものであります。

2 目退職被保険者等高額療養費で 1,139 万 2,000 円の増額補正ですが、これも同様に当初予算に対する伸び率が約 12.4%の伸びを示しておりますので、増額するものであります。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金は財源の組み替えでございます。

次の、93 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護納付金も財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 5 目償還金で 1,621 万 3,000 円の増額補正ですが、これは療養給付費負担金の確定に伴うものであります。

次に、81 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 6,698 万 1,000 円の増額補正ですが、これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加分に対するものであります。

2 項 1 目 1 節普通調整交付金で 3,117 万 7,000 円の増額補正は、本年度の交付申請額であります。

2 節特別調整交付金で 110 万円の増額補正は、歳出で御説明申し上げました電算システム基本ソフトの購入に係る交付金であります。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分で 1 億 6,298 万 3,000 円の増額補正ですが、これは退職被保険者等に係る保険給付費等の増加分に対するものであります。

2 節過年度分で 1,400 万円の増額補正は、前年度の精算分であります。

5 款 2 項 1 目 1 節財政調整交付金で 1,182 万円の増額補正ですが、これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加分に対する県の財政調整交付金であります。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金で 5,624 万 1,000 円の増額補正は、補正の不足財源に充てるものであります。

なお、ここで、国民健康保険事業財政調整基金の保有額を申し上げます。ただいまの補正後の金額になりますが、3 億 2,995 万 4,004 円であります。

次の、2 項 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金で 343 万円の増額補正ですが、この内訳は、1 の、保険税軽減分 247 万 9,000 円の増、2 の、保険者支援分 95 万 1,000 円の増で、いずれも金額の確定に伴うものであります。

2 節職員給与費等繰入金で 1,745 万 3,000 円の増額補正も、金額の確定に伴うものであります。

4 節財政安定化支援事業繰入金で 1,567 万 2,000 円の増額補正も、金額の確定に伴うものでありまして、これは年齢構成差による給付費の増加に対する繰入金であります。

次に、77 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

この表に記載の、国民健康保険事業実績報告書及び調整交付金交付金申請書作成システム運用管理・保守業務委託からの5件につきましては、いずれも年間業務委託でありまして、業務等の開始時期が4月1日からになりますので、本年度途中で契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、期間、限度額につきましては、記載のとおりであります。

○永澤納税課長

最後の、納税勧奨・収納等業務委託につきましては、3名の納税勧奨員で行っている集金及び納税勧奨業務を委託するもので、地方税法に定める質問調査権の行使、滞納処分の執行を委託するものではありません。

納税勧奨員は、週30時間勤務の非常勤職員です。本人に能力があり、十分な成績を上げて、年限に達すれば、他の人を採用し、育成し直さなければなりません。

これを踏まえ、この業務を切り離し、収納の経験や知識を持つ事業者に委託することにより、安定した能力を持つ人材を確保し、収納率の向上を目指すものであります。

他自治体の例としては、コールセンター運営を委託し、電話勧奨をしている自治体は12市区ありますが、集金・勧奨業務の委託は、昨年7月から始めた静岡県浜松市の例がありません。

委託期間は平成20年度から3年間、費用は概算で年1,625万4,000円、3年間で4,876万2,000円です。算定基礎は、納税勧奨員3名の基本給相当分、収納金額で算出するものとして、訪問件数割と収納金額割、管理経費として社会保険料、通勤手当、ガソリン代、研修費、現金輸送等の保険料、その他の管理経費です。

直営で行った場合、これには庶務費用として人件費0.4人分を含みます。これと比較して年間約70万円、これに消費税を加えて年間約150万円の支出増となります。

最後に、納税勧奨員による収納金額、本年度見込みは1億2,000万円、これを1,000万円引き上げて、年間1億3,000万円にすることが目標であります。

以上で終わります。

○小嶋委員長

以上で説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○小嶋委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○竹谷委員

88ページの関係で、一般被保険者の療養給付費が当初計画より月ベースでアップしてきたということですが、この関係で、例えば、今年度特殊的な病気、例えば風邪の流行とかいろいろなものがあると思うのですが、そういうものに対する当初の見込みと現在では、このようなことがあるという現象があれば教えていただきたい。

それから、高度医療の問題で、多分これはがんの手術とか、そういうものが多いと思うのですけれども、そういうことについても、当初計画ではこのぐらい見込んでおいたけれども、実際にはこういうような格好になってきたと。人数がふえているのか、それとも病気の重度化になっているのか、その辺、もしおわかりであれば教えていただきたい。

○鈴木国保年金課長

お答え申し上げます。

平成 19 年度の当初予算の編成の話に戻りますが、18 年度に過去最大の診療報酬の引き下げがございました。それで、平成 18 年度の半分の実績をもとに 19 年度を推測いたしました。その当時の医療費の伸びを考えますと、当初予算の組み方で決して低い金額だというふうには思っておらなかったわけですが、医療費は伸びた。そのような形でございます。

それで、少し医療費の中身、レセプトを見させていただきました。多賀城の場合、少し脳血管の疾患の方が多いようでございます。脳血管の疾患を起こしますと、最低 150 万円、200 万円かかってしまいます。それで、これらの方々は、何と夏場に多うございます。昔は寒いときによく頭の血管が切れていたのですが、夏場に多うございました。

これは、保健師さんなどに尋ね、調べましたら、水分の摂取量が少ないと、いわゆる血の塊が大きくなって、切れるのもあるのだらうと、そんなこともあって、何とかしなければいけないと一つ考えているところでございます。

それから、2 点目の、高額医療費の話でございますが、これは 1 人頭の金額の幾らとしてはじいても、結果的になかなか合わせるのが難しゅうございます。1 人で、極端に言えば 1,000 万円かかる人も出るかもしれません。1 人で 15 万円程度で終わるかもしれません。ですから、件数掛けるとかというような形ではなかなかはじけずに、大変苦慮する積算項目がこの高額療養費でございます。

○竹谷委員

どうもありがとうございます。これだけはありがとうございますとおこななければいけないのですが、余りありがたいとは言わないのですけれども、いや、実は、私の知り合いも、脳血管の関係とか、それからがんの関係でいろいろなっている方も多いものですから、現代病といえますか、結果的に今、60 歳以上、70 歳等々になってくると、こういう方が多いものですから、今説明を聞いて、多賀城としてはどういう動向にあるのかということでお聞きさせていただきました。

やはり、私の周りにいる方々と同じように、多賀城の健康管理というのは、そういう状況にあるのだということをお聞きさせていただきました。そういう意味でありがとうございますと申し上げます。

○藤原委員

77 ページなのですが、納税勧奨・収納等業務委託なのですけれども、普通、限度額の金額が書いてあるのですが、金額が書いていないと。これは、こういう補正として有効なのですか。金額が書いていない債務負担というのは有効なのでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

有効か無効かと言われると、有効とお答えさせていただきたいと思います。

金額であらわせないものにつきましては、文言での表記が可能となっておりますので、例えば単価契約などのものについても、文言で表記させていただいております。

○藤原委員

1,625万4,000円掛ける3人で4,876万2,000円、それが基本料だと。先ほどの話ですと。それに何か出来高のようなものがプラスされるので、金額であらわせなかったという意味なのですか。

○永澤納税課長

今、出てまいりました1,625万4,000円、これは1年間の概算だと申し上げました。この委託料につきましては、基本料と訪問件数割、それから収納金額割、これは集めた金額、訪問した件数によって金額が変動いたします。そのため、上限を定めることはできないので、文面での表記にいたしました次第です。

○藤原委員

委託先はどういうところがあるのですか。どういうことが考えられるのか。

○永澤納税課長

私どもでは、人材派遣等そういった業務をしている会社で、こういった、本来の意味での業務委託を受ける会社があるかということで、5社ほど当たりました。その結果、2社ほど、「やってもいい」という返答をいただいております。

○藤原委員

きのう議論したことで、収納課にした件ですが、室長とやりとりしたのですけれども、税金の滞納をされている方で、多重債務の方が非常に多いのだという話をしました。そうしたら、いろいろ取り扱うことによって、その人がよくわかるようになるので、むしろ多重債務の解決にも貢献するだろうというのが、室長の回答だったのです。

実際に、役所ぐるみで多重債務の解決に当たって、むしろ税金がいっぱい入ってきたりしているのです。というのは、多重債務を解決したら、過払いが何百万円とあって、戻ってきたと、要するにサラ金に納め過ぎていて、戻ってきたと。それを税金に入れてもらったなどという例があちこちで出ているのです。

それで、きのうの論議の段階では、なるほど、保育料も国保税も、介護保険料も税金も1カ所で見ると、その人を丸ごと見れて、いっぱいたまっているの、何かあるなと思うかなと、きのうの段階ではそう思いました。

ところが、ここに来て、徴収の分を委託するという話になってくると、私は、きのうの答弁を素直に受け入れられなくなってしまふのです。

要するに、住民を丸ごとつかんで、何でもたまっていたりすると、もしかして何かあるのではないのかと、そういうのに相談して解決したりしながら、過払いを税金に入れてもらったりするのが大事なのであって、これだったら、ただ単なる取り立て屋になるのではないかと、役所が。取り立てだけ委託するのでしょうか、これは。ですから、きのうの論議とは、私はずれてくると思います。率直に言って。本当に住民と寄り添いながら、住民の人たちが困っているのを解決しながら、税収も上げていくという立場に立っているのかどうかと。

私は、この中に、例えば多重債務解決件数何件などとやって、そういうのがあったりしたら、むしろお金を上げたいくらいなのですけれども、そういうのはないわけでしょう。とにかくもう訪問の件数と取り立ての額と、それでやるわけですね。私は、役所がただ単なる取り立て屋にしかならないと、これでは、きのうの答弁とは違うと思うのですけれども、どうですか。私は、やはり直接勧奨員を雇って、住民の皆さんの生活実態をよくつかんできてほしいと、よく相談してきてほしいと、そういう中で解決することもあるのではないかと、そういう対応こそが求められているのだと思うのです。どなたですか、部長ですか。

○永澤納税課長

ただいまのお話ですけれども、納税勧奨員につきましては、平成 10 年が最初だったかと思いますが、最初は国保の納税勧奨員としてスタートし、実際には平成 14 年度から、国保だけではなく、税その他のものも一緒に集めてもらうようにしております。

ただ、先ほどの理由でも申し上げましたが、この方々、やはり期限がございます。本人が希望しても、私どもではそれ以上の雇用はできません。ですから、この部分について、そっくり業務を委託したい。

そして、今までも納税勧奨員ができる相談というのは、比較的簡便な相談、類型の決まった相談です。そのほか、複雑な事情があるというふうに判断される方々については、市役所に来て相談されるように、今までも納税勧奨員は勧めてきております。それについては今後とも全く変わりはありません。

○藤原委員

私が心配していることは、ないという意味ですか。そういうことはありませんよという意味なのですか。

要するに、今までいろいろ市が直接雇っていた、お願いしていた勧奨員の人たちがいると。ですけれども、皆さん方が 3 年だとか何年とかという期限をつくっていて、どうしてもかわらざるを得ないのだと。委託をすると、この人たちが引き続き雇えるという意味なのですか。

それから、私が今心配していることは発生しないのかどうかという問題です。本当に皆さん方が一緒に、住民の皆さんに寄り添って、もう本当にわけがわからなくなっているのですから、多重債務の人たちは、そして恐ろしいところから金を払うのです。恐ろしいところから。ですから、まず恐ろしいところを払って、税金は滞納するというパターンが多いのです。

ですから、それを税金の取り立てだけやろうと思っていても、成功しないのです。ですから、そういうふうな姿勢で皆さん方がやろうとしているのかどうかというのが、ちょっと私は見えてこない。

○永澤納税課長

ただいまのお話の件ですが、実は、引き受けてもいいと言った 2 社がございますが、実際には、先ほども申しましたとおり、日本全国でこれを行い始めたのは静岡県の浜松市だけ。結局、この辺のそういった会社さんには、そういったノウハウはございません。それで、その 2 社と個別に私自身もお話ししましたが、今働いてくださっている方々を、その会社の方に推薦して、本人の背中を押して、そちらの方に移るように勧めてもらえるかというのを、2 社両方からいただきました。

それで、その件に関しては、私どもも、その今働いている納税勧奨員の方々、その方々の意思は最大限に尊重して、もしそれでよければということで進めてきた話でございます。

○藤原委員

要するに、あかね方式でやるという意味ですね。その職員はそのままどこかの会社の職員にしてもらって、引き続き雇用できるようにして、役所の意向をよく酌んで、頑張るようにしてもらいたいと、そういう体制なのだと理解しているのですか。

○永澤納税課長

そのように努力するつもりでございます。

○藤原委員

それから、もう1点、何が大変かと、国保税ぐらい重い負担はないのです。これは皆さん、国保税が悪いとかいいとか言っているのではないです。とにかく負担の問題としては国保税が大変なのです。ですから、どうしても収納率も国保税大変なわけですね。

ですから、やはり一番最初に、やはり国保税にその家庭の困難さというのが最初に出てくるというふうに思っているのです。

私が以前に一般質問をやったときに、役所内で既に連携をとり合って、そういう多重債務の問題については事に当たっているのだという話だったのですけれども、今はどういうシステムになっているのですか。どなたが責任者になっていて、どういう対策チームなどになっているのですか。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

ただいまの多重債務者の関係でございますが、まず、2階の市民相談室の方に、個人的な相談ということで訪れます。それに基づきまして、消費生活相談員の方は、関係する県の方の担当係の方を紹介します。それで、その相談された方は、そちらの方の相談窓口の方に直接電話を入れたりして、解決しているというふうに伺っております。

○藤原委員

部長が、「伺っております」ということはないでしょう。あなたは責任者なのですから、「こうしています」と言わなければいけないでしょう。

それで、私が提起したというか、政府が言っていることはどういうことなのかというと、「何かあったら窓口に行ってください」ということを政府は言っているのではないのです。住民の情報が一番よくわかるのは自治体なのだと、だから自治体の中の連携が大事なのだと。生活保護は生活保護でつかんだら、それを解決するために頑張るのだと。納税課は納税課で、そういう実態をつかんだら頑張るのだと。相談の窓口に行って、その後県に相談して、解決しますというような話は、何もやっていないということです。私が一般質問をしたときには、「既にやっています」と答えたのです。ですから、そういうシステムはまだできていないのではないのですか、多賀城の中に。それぞれの部署でそういう人をつかんだら、そういう人を見つけたら、お互いに連携し合って解決するのだという、そういうシステムはできていないのではないのですか。そのチームのトップはだれなのですか、一体。相談員がトップというのはあり得ないですから、これは。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

今の相談員のお話でございますけれども、年1回、一堂に会しまして、各部、各課の相談員さんとの連絡会をまず持っております。

それで、随時でございますけれども、納税課であれば、納税の担当からすぐに連絡が入りまして、手を打っておるということでございます。

○藤原委員

まあ、「やっている」と答えられれば、「ああそうですか」と言わざるを得ないのですけれども、なかなか素直に受け取れないような答弁なのです。先ほどの部長もですけれども。ですから、私は、何となく不十分な感じを受ける。ですけれども、皆さんはやっていると言う。でもやってるなりの回答が何かない、頑張っているという雰囲気全然ないです。ですから、私の感覚からすると、どうもやっていないという気がするのです。ただ、皆さんはやっていると言いますから。

私は、もう少し責任の所在を明らかにして、もっとチームとして住民に寄り添って、解決するという方向で努力をしてもらいたいと。

これは、払わない人が悪いという考え方が前もあったのですけれども、政府自身がそういう考え方をもう改めたのです。それではもうだめなのだと。それで、去年の春でしたか、通達が出たのですから。払わない人が悪いというのではないのだと。もう困った人はどんどん困ってしまって、どうしようもない状況になっているのだと。そこはやはり被害者と見て、救いの手を伸べなければいけないのだというのが、今、政府の認識なのです。私はどうも多賀城の対応はそこまで行っていないと。答弁では、「やっています」と言うけれども、どうもそういう雰囲気がないです。

ですから、まず、その政府の方向に沿って、もう一度自分たちの取り組みを振り返ってみて、私は正すところがあれば、正して、頑張っていってほしいと。これは税収アップにもつながるのです、先ほども言ったように。過払いが発見されて、何百万円か戻ってきたケースもあるのですから。そういうことで、頑張っていたきたいというふうに思います。

○小嶋委員長

ほかにありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第21号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小嶋委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明 2 月 20 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

どうも御苦労さまでした。

午後 2 時 49 分 延会

補正予算特別委員会

委員長 小嶋 廣司